

令和 6 年度実務協議会（冬季）

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容						
2	6	木	10:30 司事 研務 所總 長長 挨拶	11:30 12:10 協 議	13:10	協 議	17:00		※
2	7	金	9:30 協 議	12:00	13:10 協 議	14:10 最高 裁長 官講 話	14:30 15:10	15:20 座 談 会	16:20

※は懇談会

(令和7. 2. 6)

令和6年度実務協議会（冬季）

出席者名簿

1 協議員

さいたま地方裁判所長	金子	修
前橋家庭裁判所長	市川	志太
和歌山地方・家庭裁判所長	佐々木	夫弘
鳥取地方・家庭裁判所長	吉田	珠美
佐賀地方・家庭裁判所長	森	宏彦
那覇家庭裁判所長	田	彦行
盛岡地方・家庭裁判所長	澤	郎史
釧路地方・家庭裁判所長	原	也人
高松家庭裁判所長	田	樹裕
高知地方・家庭裁判所長	田	正雅
東京地方裁判所判事	澤	市郎
東京地方裁判所判事	原	修
東京地方裁判所判事	木	計 16人
東京地方裁判所判事	田	
大阪地方裁判所判事	野	
大阪地方・家庭裁判所堺支部長	重	
	部	
	地	

2 参列員

最高裁判所長官	崎幸	彦
最高裁判所事務総長	本厚	司
最高裁判所事務総局審議官	口亨	亭
最高裁判所事務総局デジタル審議官	日本	宏光

最高裁判所事務総局参事官	馬 場	俊 宏
最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長	島 島	直 之
最高裁判所事務総局総務局長	寺 小	真 也
最高裁判所事務総局人事局長	岡 德	治 治
最高裁判所事務総局経理局長	谷 染	宣 宣
最高裁判所事務総局民事局長兼行政局長	田 福	子 恵
最高裁判所事務総局刑事局長	城 平	啓 文
最高裁判所事務総局家庭局長	渡 馬	史 直
		計 12 人

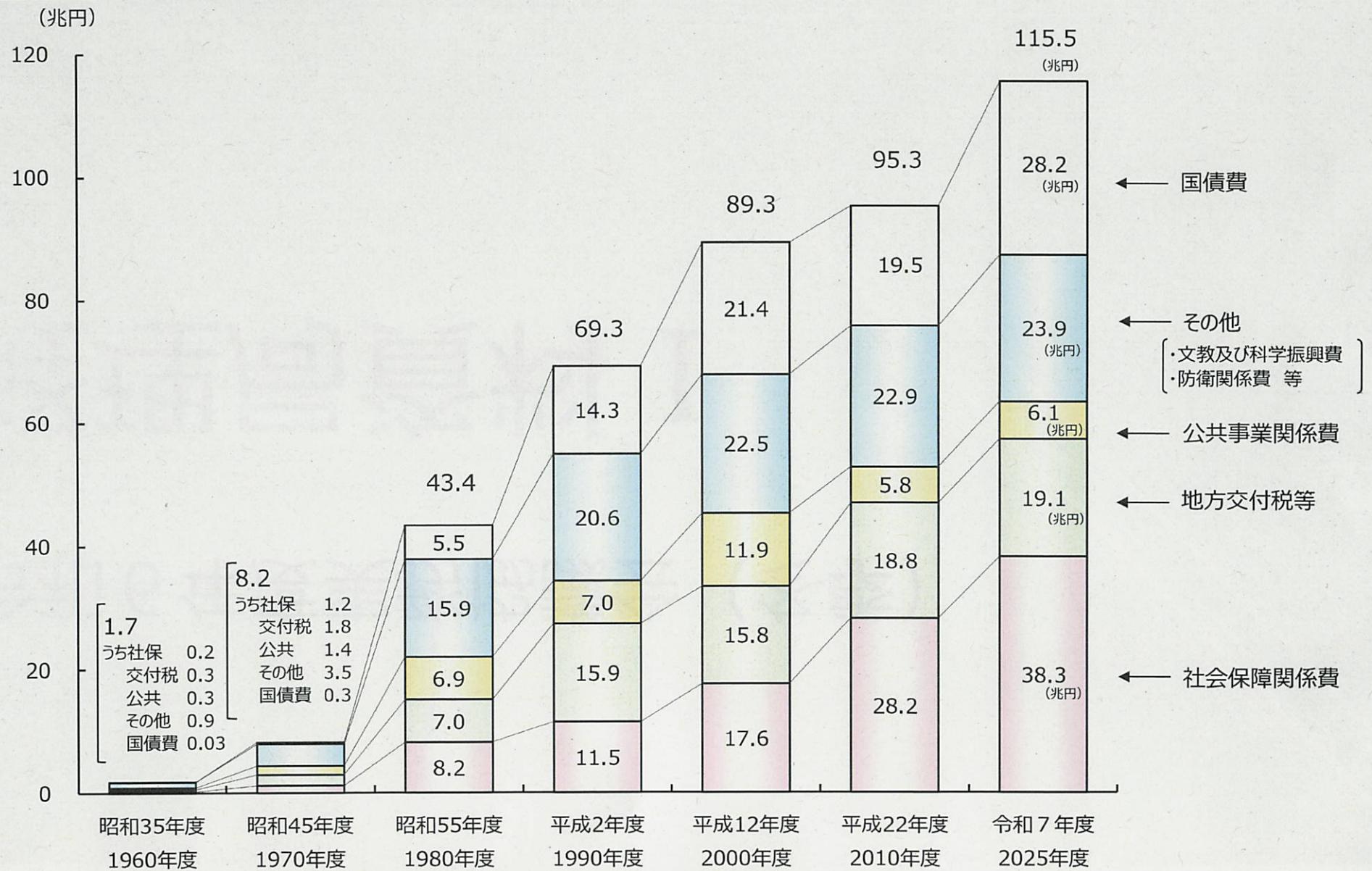
3 司法研修所

所 教 事 務 局 長 官 長	手 嶋	あ さ み
	守 下	実 芳
	石 井	明 芳
		計 3 人
		合計 31 人

令和6年度実務協議会（冬季）

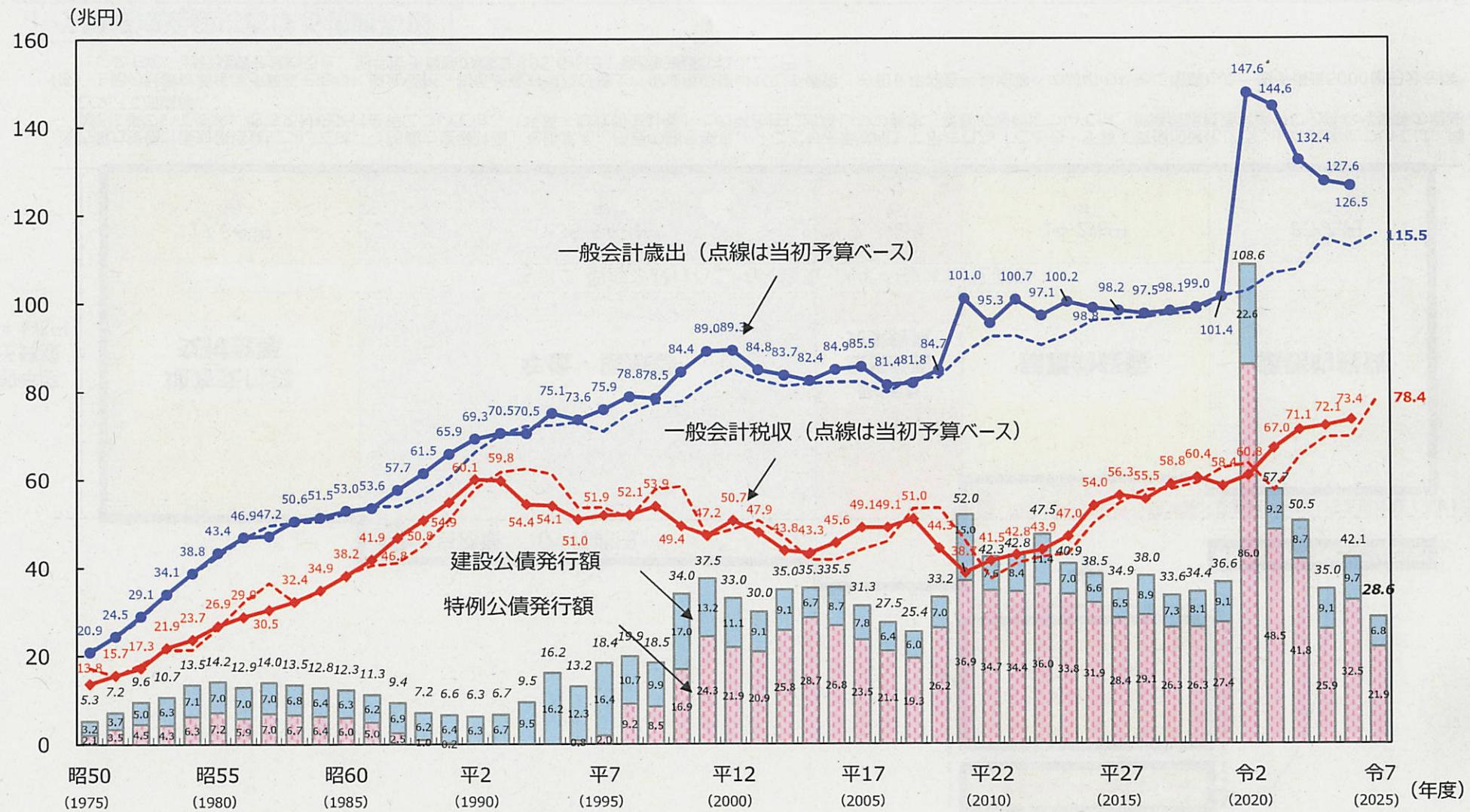
経理局資料 I

一般会計歳出の主要経費の推移



(注) 平成22年度までは決算、令和7年度は政府案による。

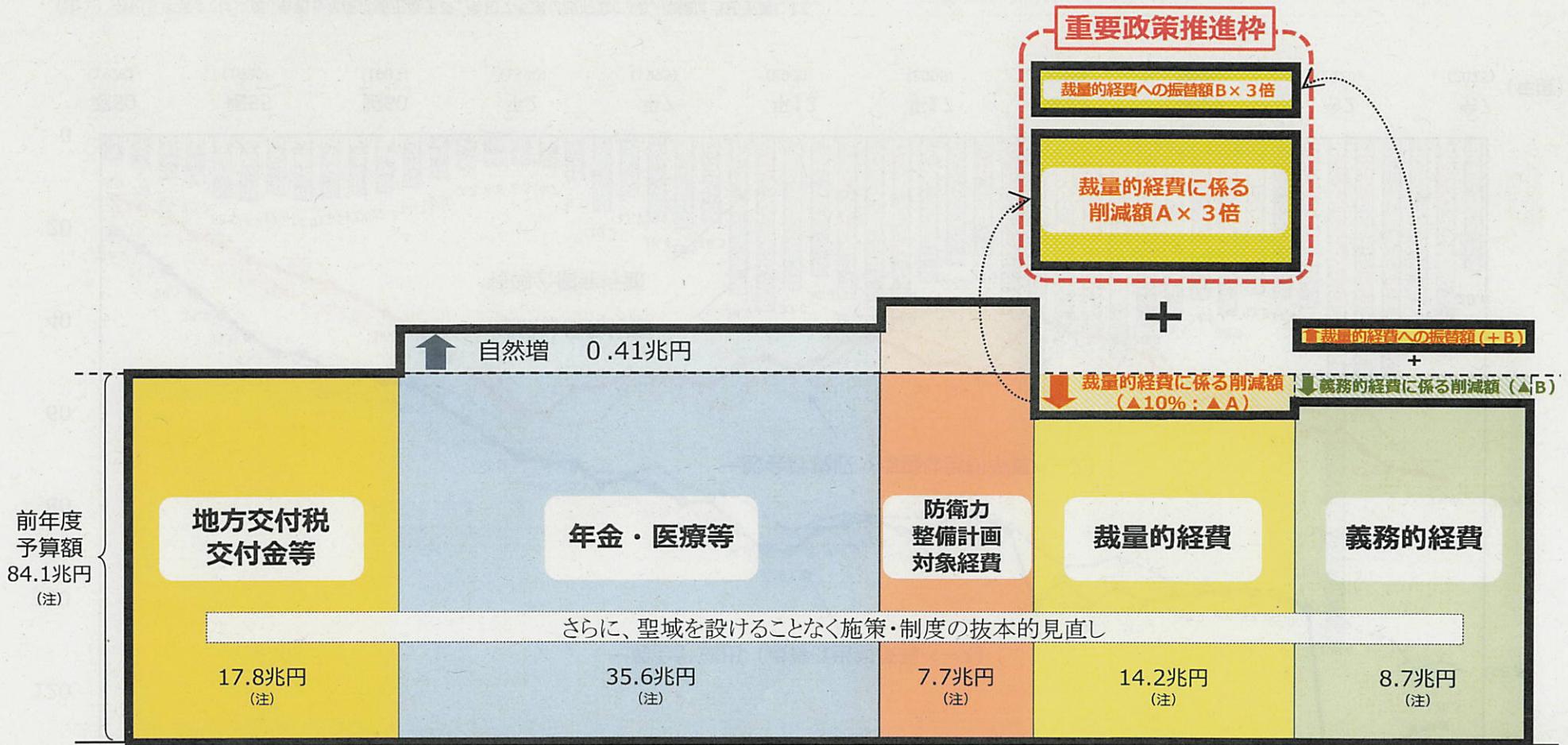
一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 令和5年度までは決算、令和6年度は補正後予算、令和7年度は政府案による。点線は当初予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



※防衛力整備計画対象経費については、「防衛力整備計画」を踏まえ、所要の額を要求。「こども未来戦略」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の施策については、同戦略に基づいて要求。地方交付税交付金等については、「経済・財政新生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減について加減算。

(注) 上記の計数は前年度予算額であり、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費、令和6年能登半島地震への対応のために増額した一般予備費5000億円分を除いたもの。当該経費を含めると、前年度予算額の総額は85.6兆円、義務的経費は10.2兆円。

予算編成過程における検討事項

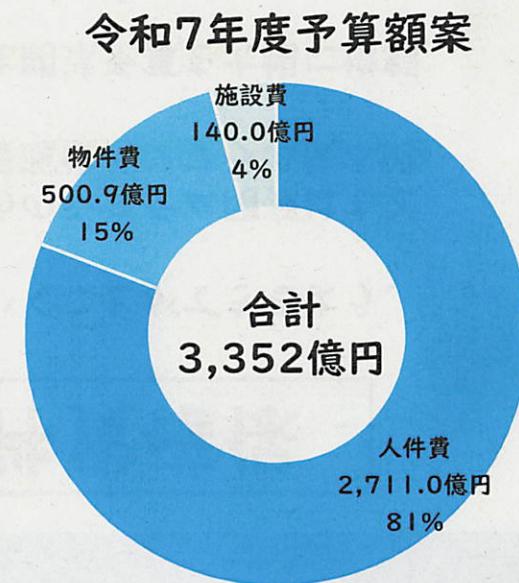
- ✓ 要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において適切に反映。
- ✓ 物価高騰対策、賃上げ促進環境整備対応等を含めた重要政策については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。

I. 令和7年度予算案の概観

- ✓ 令和7年度予算案は、物件費が前年度比約11%増となる見込みです。物件費は、平成31年度（令和元年度）時点で約370億円でしたが、そこから6年間でデジタル化関連予算を中心に約130億円増額されることになります。
- ✓ 令和7年度予算概算要求では、デジタル化関連経費と家庭裁判所の充実強化関連経費を重点項目としました。これらについては、令和6年度補正予算（第1号）に計上された分と合わせて必要となる予算額を確保できる見込みです。

<経費の内訳>

	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額案	増減	
人件費	2,711.5億円	2711.0億円	△0.5億円	△0.0%
物件費	451.9億円	500.9億円	+49.0億円	+10.8%
施設費	146.4億円	140.0億円	△6.4億円	△4.4%
合計	3,309.8億円	3,351.9億円	+42.1億円	+1.3%



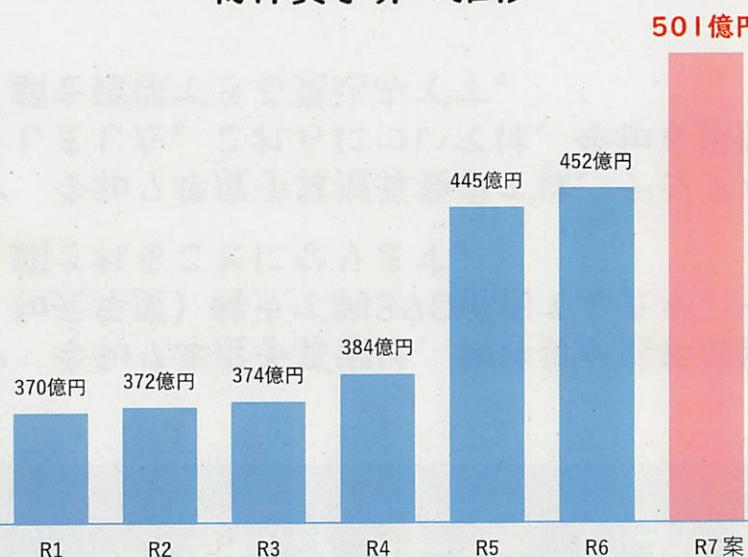
※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

2. 令和7年度予算案の注目ポイント

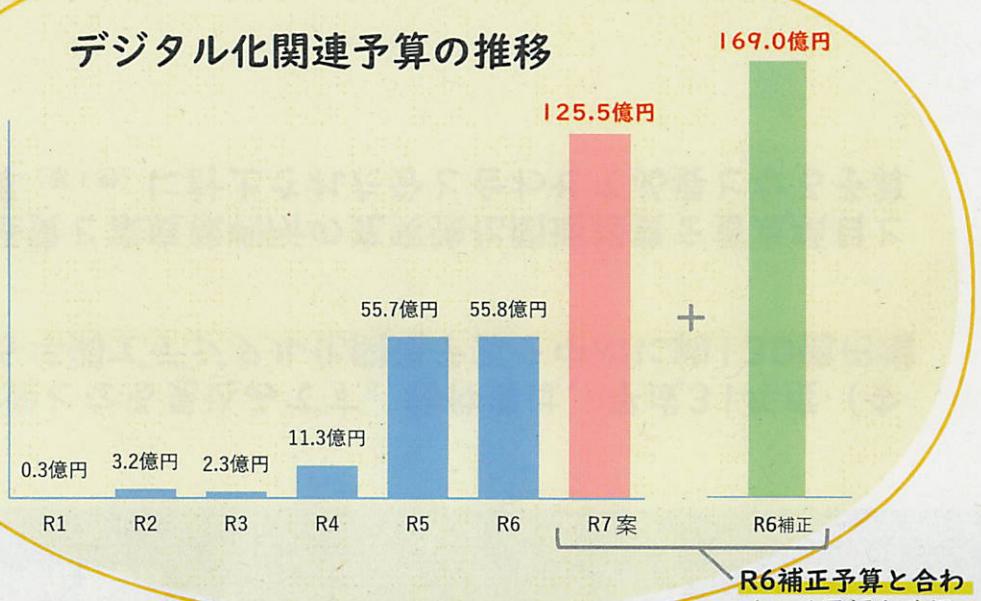
► デジタル化関連予算を中心とした物件費確保

- ✓ 裁判所を挙げて取り組んでいる裁判手続等のデジタル化を着実に推進していくことができるよう、デジタル化関連予算を中心に、物件費予算を年々増額しています。
- ✓ 民事訴訟手続、刑事手続、民事非訟・家事事件手続の各分野で利用するためのシステム開発はもとより、デジタル化を契機として事務の合理化・効率化を加速させるため、**情報通信インフラの抜本的見直し**も予定されています。
- ✓ 令和7年度予算案では、こうした予算需要に対応していくための**デジタル化関連予算を大幅に増額**できる見込みです。

物件費予算の推移



デジタル化関連予算の推移



裁判手続等のデジタル化関連予算額推移

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当初予算	229	1,129	5,569	5,581	12,554
補正予算	1,549	1,142	3,401	16,904	
合計	1,778	2,272	8,969	22,485	12,554

(単位:百万円)

○令和3年度予算 1,778

<u>当初予算</u>	民事訴訟手続のデジタル化関係経費(光回線使用料等)	229
<u>補正予算</u>	裁判手続等のデジタル化関係経費	1,549
	・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム開発等)	1,325
	・刑事手続のデジタル化関連経費(コンサルティング業務)	78
	・家事事件手続のデジタル化関連経費(ウェブ会議用機器整備)	6
	・情報基盤整備関連経費(J-NET関連経費等)	140

○令和4年度予算 2,272

<u>当初予算</u>	裁判手続等のデジタル化関係経費	1,129
	・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム運用保守等)	249
	・家事事件手続のデジタル化関連経費(ウェブ会議運用経費等)	13
	・情報基盤整備関連経費(J-NET関連経費)	867
<u>補正予算</u>	裁判手続等のデジタル化関係経費	1,142
	・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(裁判官用モバイル/パソコン)	353
	・民事非訟・家事事件手続のデジタル化関連経費(要件定義等)	109
	・刑事手続のデジタル化関連経費(要件定義等)	167
	・情報基盤整備関連経費(総合コミュニケーションツール導入等)	514

○令和5年度予算 8,969

<u>当初予算</u>	裁判手続等のデジタル化関係経費	5,569
	・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム開発等)	3,127
	・家事事件手続のデジタル化関連経費(ウェブ会議運用経費等)	459
	・情報基盤整備関連経費(J-NET関連経費等)	1,982
<u>補正予算</u>	裁判手続等のデジタル化関係経費	3,401
	・民事非訟・家事事件手続のデジタル化関連経費(ウェブ会議運用経費等)	3,288
	・情報基盤整備関連経費(次期ウェブセキュリティサービスの提供業務)	113

○令和6年度予算 22,485

<u>当初予算</u>	裁判手続等のデジタル化関係経費	5,581
	・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム開発等)	2,369
	・民事非訟・家事事件手続のデジタル化関連経費(ウェブ会議運用経費等)	218
	・情報基盤整備関連経費(J-NET関連経費等)	2,993
<u>補正予算</u>	裁判手続等のデジタル化関係経費	16,904
	・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(フェーズ3機器整備等)	3,313
	・民事非訟・家事事件手続のデジタル化関連経費(システム開発等)	2,346
	・刑事手続のデジタル化関連経費(システム開発等)	3,757
	・デジタル化のための情報インフラ基盤の整備等(J-NET関連経費等)	7,488

○令和7年度予算 12,554

<u>当初予算</u>	裁判手続等のデジタル化関係経費	12,554
	・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム開発等)	4,849
	・民事非訟・家事事件手続のデジタル化関連経費(システム開発等)	5,002
	・刑事手続のデジタル化関連経費(システム開発等)	2,232
	・司法行政のデジタル化関連経費(J-NET関連経費等)	471

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

庁舎新営工事における次世代対応について

R6.4 経理局営繕課

【前提】

- 裁判手続のIT化や、裁判所の中長期的課題等を踏まえ、施設整備における、次世代庁舎の在り方を検討

【次世代庁舎のコンセプト】

- 従前は、態勢や手続に個別対応した精緻な施設整備を行ってきたところ、今後は過度なつくりこみをせず、将来の対応が容易な仕様とすることを基本スタンスとする。また、整備に係るコスト(工事・維持管理共)についても、合目的性・合理性を追求していく。

・コンセプト

i) インテグレーション	事務の効率化・集約化に対応	→執務室の一室化
ii) マルチ	多様な裁判事務に対応	→用途ごとに専用化せず共用化
iii) フレキシブル	将来の変化に柔軟に対応	→融通が利く最低限の施設整備
iv) コンパクト	施設全体の効率化	→工事費・維持管理経費の抑制

【対象庁】

- 竣工済み : 東京地裁中目黒庁舎
- 新庁舎工事中 : 津地家裁
- 新庁舎着工前 : 佐賀地家裁、鳥取地家裁、富山地家裁、静岡地家裁沼津支部、富山地家裁高岡支部

【整備方針と主な手法】

①事件部

方針：[REDACTED]・書記官室を一体的整備とし、将来的な運用変化に柔軟に対応する

手法：簡易間仕切りによる仕切り(合議の秘匿・当事者からの視線制御等にも配慮)

[REDACTED]にIT ブース設置

②事務局

方針：事務局を一室化し、将来的な運用変化に柔軟に対応する

手法：[REDACTED]と事務局の一体的整備(打合室を別途整備し個室需要に対応)

[REDACTED]の個室便所取止め(合同庁舎整備基準(大臣級のみ)に準拠)

③事件関係室

方針：汎用性のある室仕様・名称とし、稼働率向上のほか、事件動向の変化にも柔軟に対応する

(手続上明示が必要な「法廷」、整備備品が汎用性のない「少年審判庭」「児童室」を除く)

IT 化に対応するための基盤を整備する

手法：準備手続・和解・調停・調査等、室名で用途を限定せず、「手続室」として統一する

手続室全室に LAN 整備

【別添資料】

・R3年度次長事務打合せ「今後の施設整備の在り方について」

■ 次世代庁舎のコンセプト (案)

Integration (統合・集約)

事務の効率化・集約化に対応 → 執務室の一室化

Multi (多様性)

多様な裁判事務に対応 → 用途ごとに専用化せず共用化

Flexible (柔軟性)

将来の変化に柔軟に対応 → 融通が利く最低限の施設整備

Compact (小型・圧縮)

施設全体の効率化 → 庁舎規模・経費の抑制

■ 計画中の新宮案件 (本庁クラス)

津本庁、鳥取本庁

■ 具体的な整備手法検討に当たっての論点

●セキュリティー

- > 視線制御
- > 動線計画

●合議

- > 遮音性能

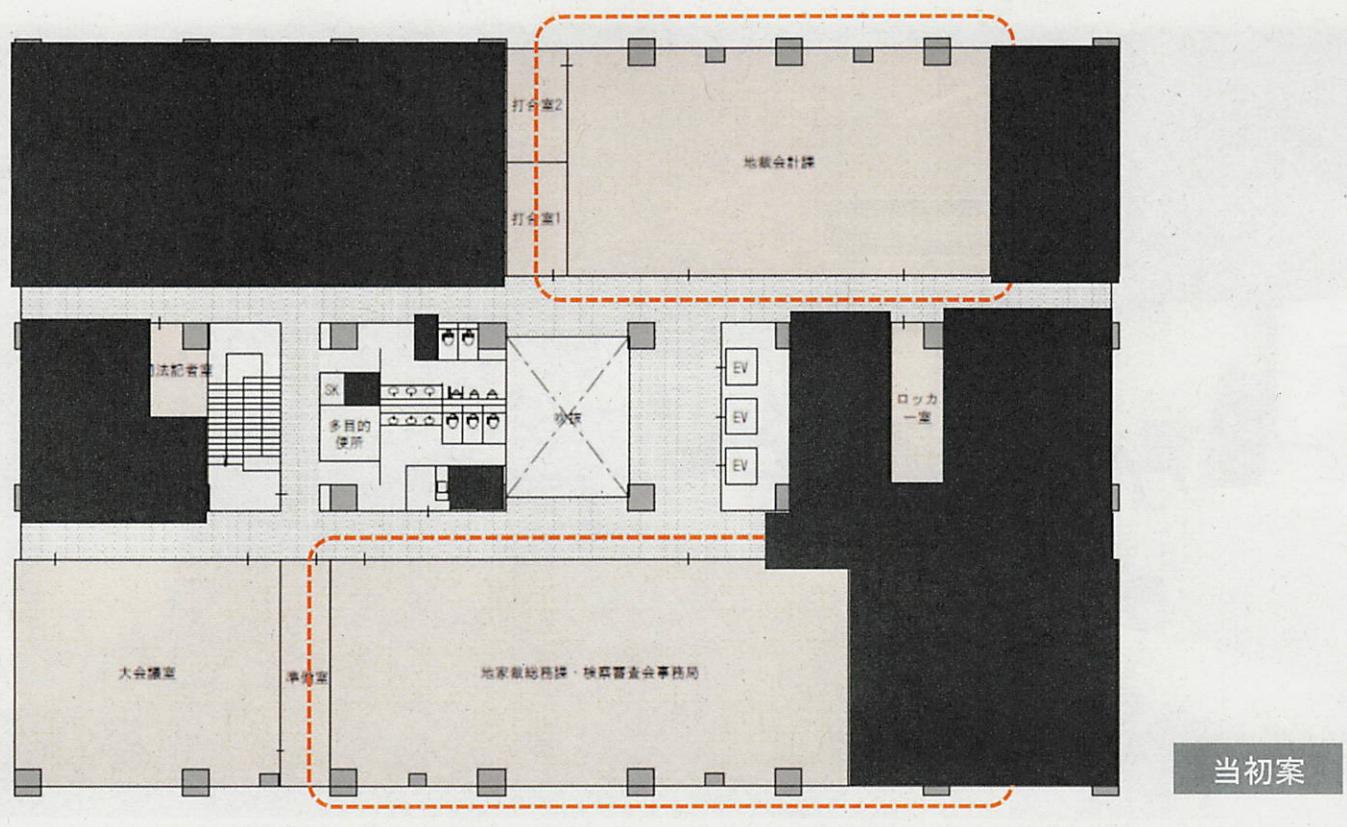
●IT対応

- > IT化に対応するインフラ整備

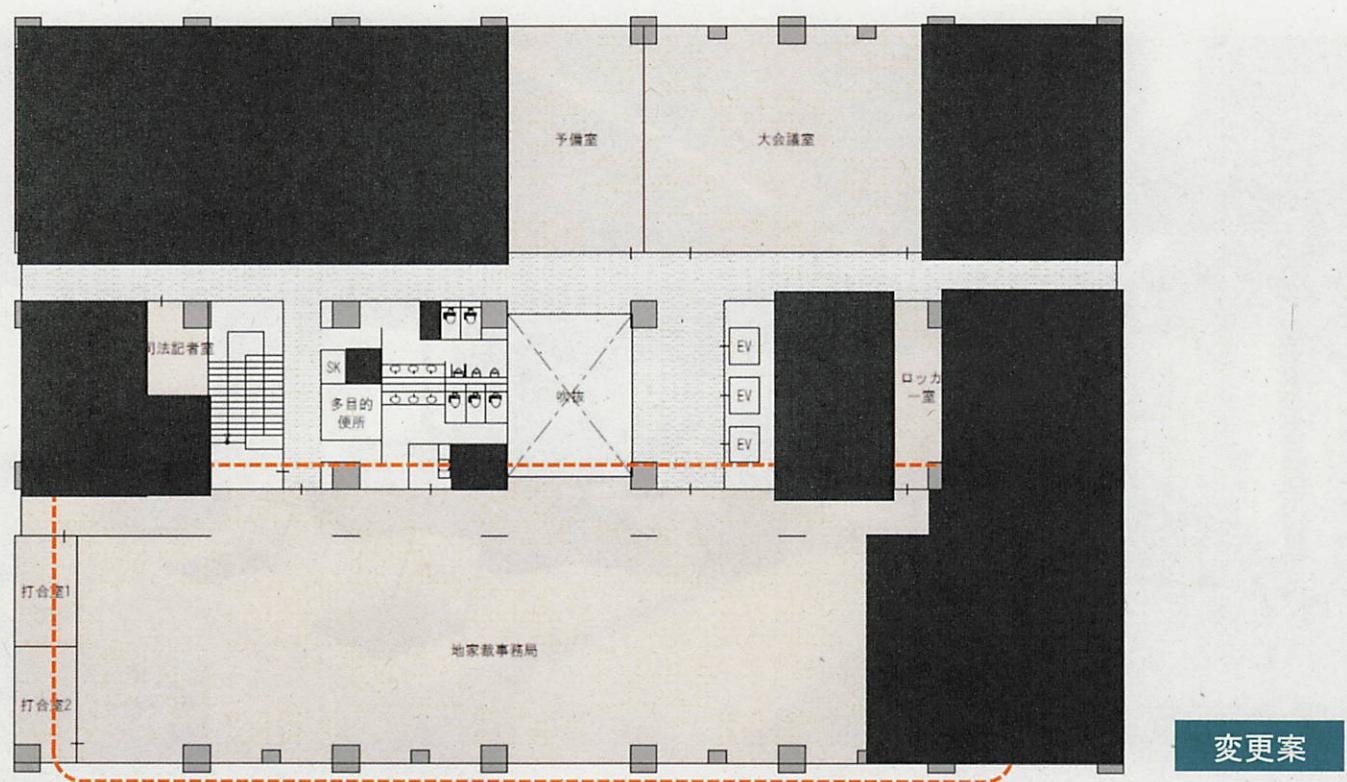
●個室需要

- > 当事者対応、人事・過誤対応、個別ミーティング等

■ 事例 1 (事務局の一体的整備)



■ 事例 1 (事務局の一体的整備)



■ 事例 1 (事務局の一体的整備のイメージ)



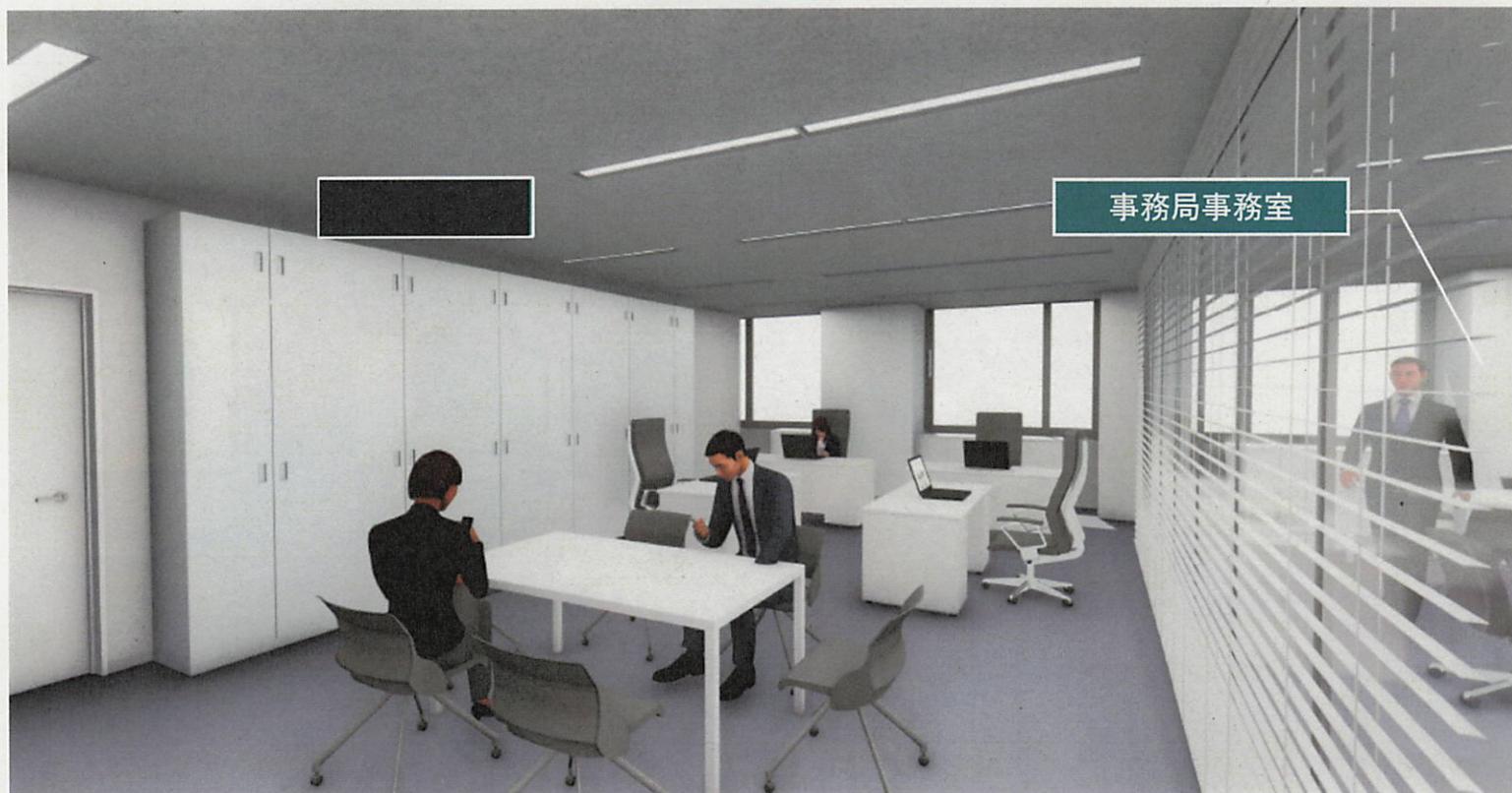
今後の施設整備の在り方について

■ 事例 1 (事務局の一体的整備のイメージ)



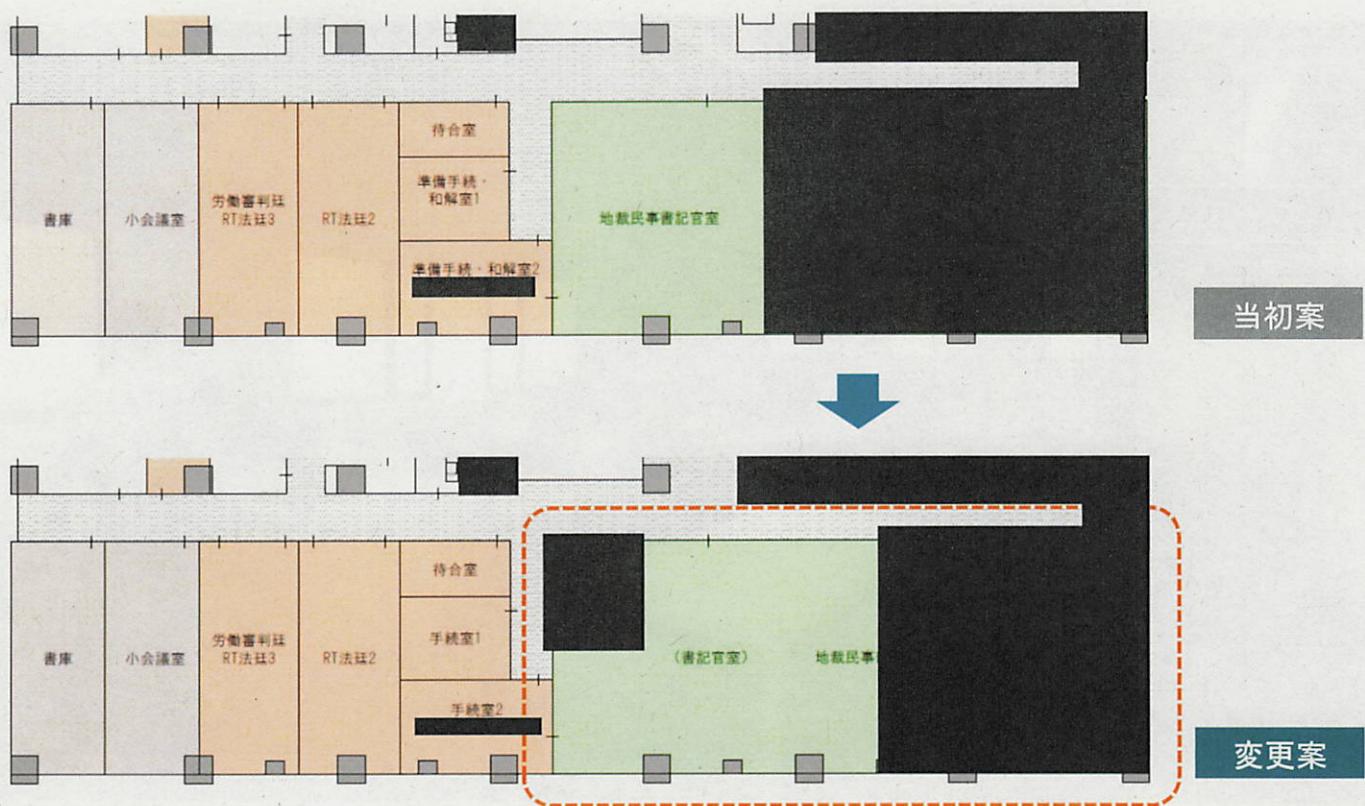
今後の施設整備の在り方について

■ 事例 1 (事務局の一体的整備のイメージ)



今後の施設整備の在り方について

■ 事例 1 (事件部の一体的整備)



今後の施設整備の在り方について

■ 事例 1 (事件部の一体的整備のイメージ)



■ 事例 1 ([] 内のイメージ)



■ 事例2

●事件部の一体的整備

- > []の一室化 ([]を別途整備)
- > []にITベースを設置

●受付部門の集約

- > ワンストップ化 (地裁民事訟廷・家裁・簡裁)
- > 入庁管理を必要としないアクセスコントロール

●事件手続室の共用化

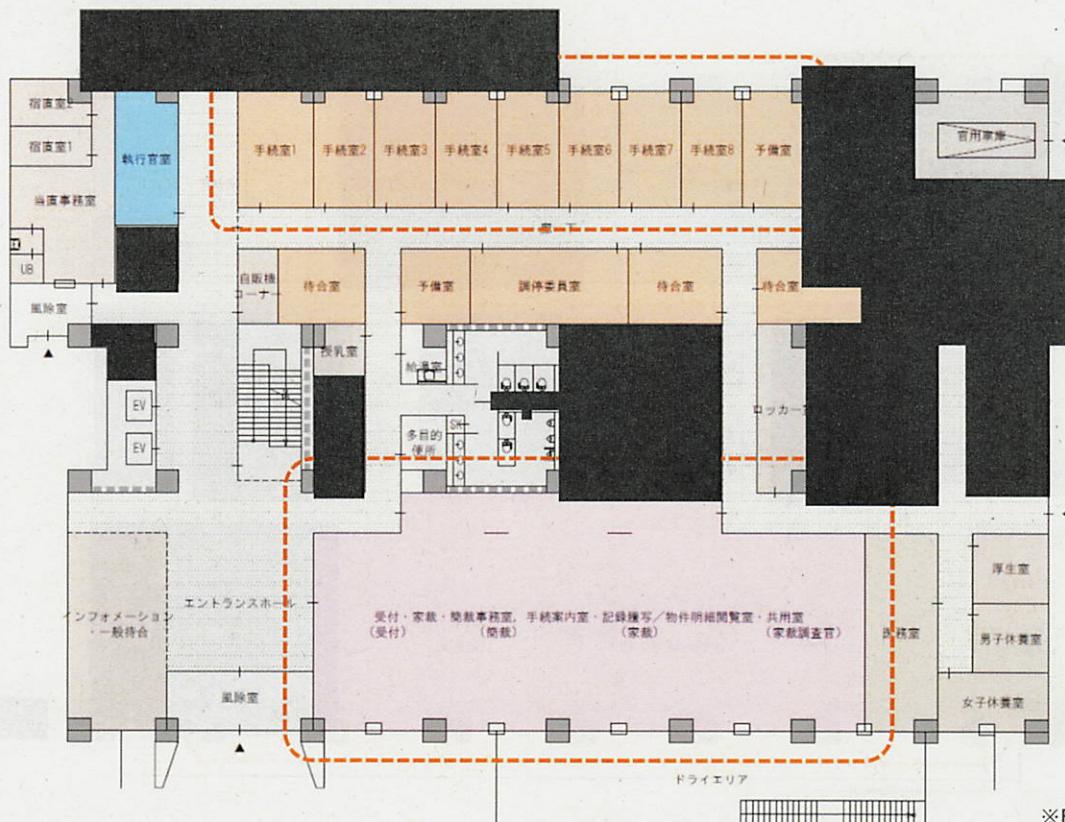
- > 準備手続室・和解室・調停室・調査室等の用途別専用室整備からの脱却

●事務局の一体的整備

- > オープンカウンター化による面積効率の向上 (冷暖房エリアは区画)

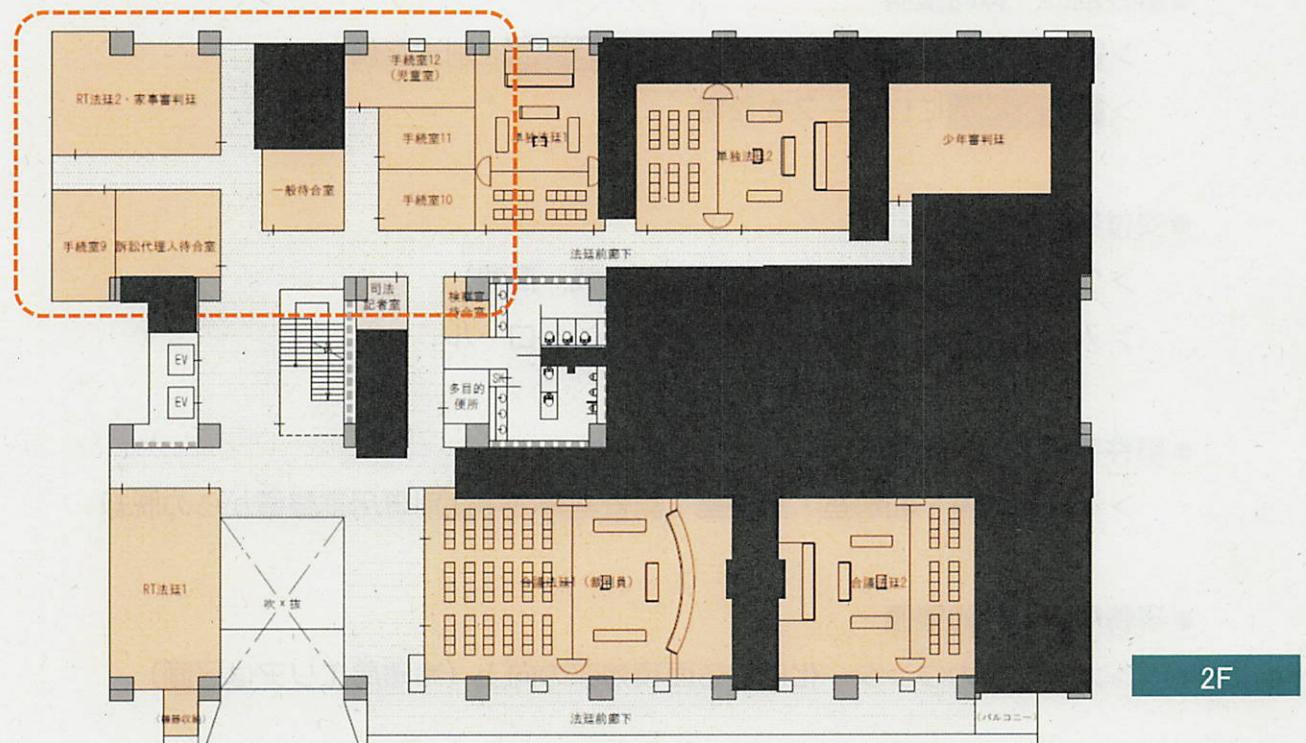
今後の施設整備の在り方について

■ 事例2 (受付部門の集約・事件手続室の共用化)



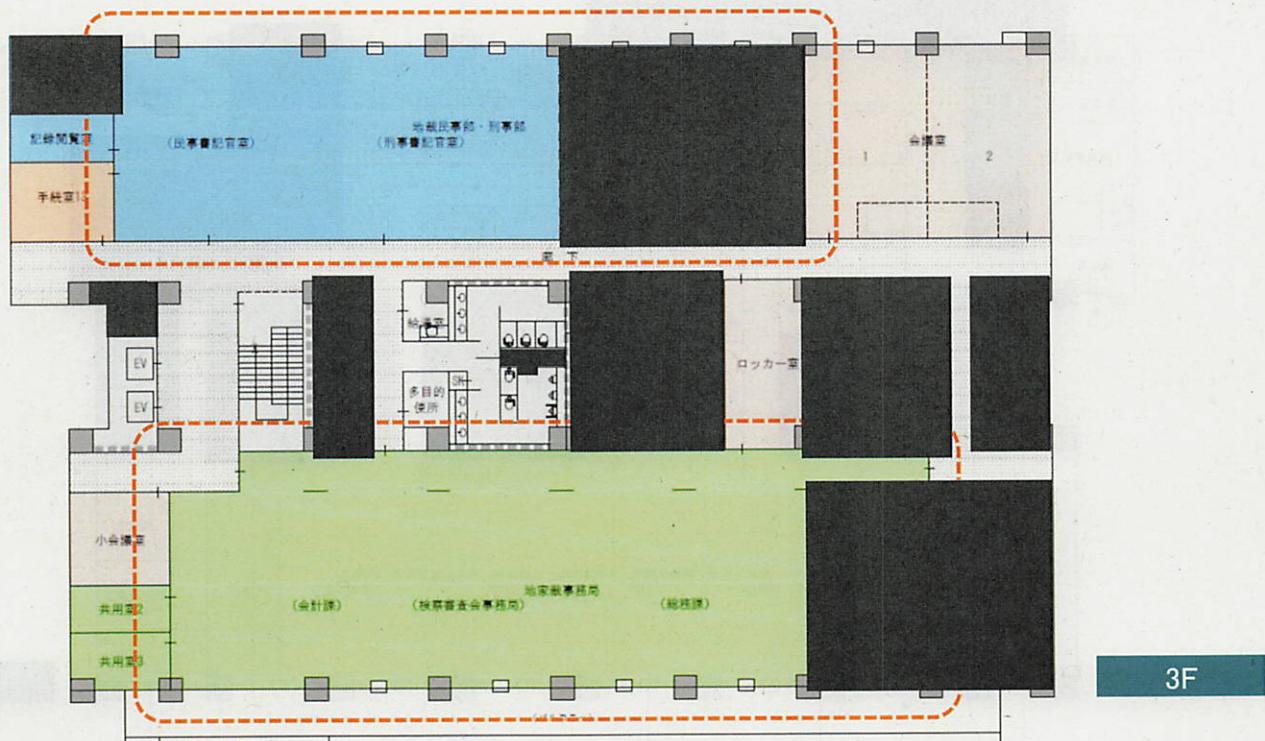
※B1Fは省略しています

■ 事例2（事件手続室の共用化）



今後の施設整備の在り方について

■ 事例2（事件部・事務局の一体的整備）



今後の施設整備の在り方について

令和6年度実務協議会（冬季）

経理局資料Ⅱ

裁判所庁舎現況

(令和6年4月1日現在)

区分	施設数	経年数						備考
		50年以上 (S49以前)	40年以上 (S50～59)	30年以上 (S60～H6)	20年以上 (H7～16)	10年以上 (H17～26)	9年以下 (H27～R6)	
最高裁判所	1	1						
高等裁判所	8	4	3				1	
地方裁判所	42	(4) 21	1	3	5	9	3	
家庭裁判所	17	1	5	7	4			
地家裁支部	203	(2) 79	40	9	22	32	21	
簡易裁判所	185	41	51	51	24	11	7	
研修所	5	1	2	1	1			
合計	461	(6) [100]	(1) [32]	102 [22]	71 [16]	56 [12]	52 [11]	32 [7]
対前年度増減		23	△ 23	5	△ 4	7	△ 10	

※ 上段()書きは、現在整備中の庁舎数であり、合計数の内数で表示

令和7年度予算施設主要案件

1 庁舎新築・増築

(新築・継続分) 7 庁

本 庁	津 地 家 裁	(7)
	富 山 地 家 裁	(13)
	鳥 取 地 家 裁	(9)
	佐 賀 地 家 裁	(11)
地家裁支部	(静 岡) 沼 津	(8)
	(富 山) 高 岡	(7)
簡 裁	(和 歌 山) 串 本	(7)

(増築・継続分) 2 庁

地家裁支部	(福 島) 郡 山	(9)
簡 裁	(さいたま) 飯 能	(8)

2 裁判所施設の耐震化

(建替え・継続分) 1 庁

地家裁支部	(盛 岡) 二 戸	(7)
-------	-------------	-----

3 庁舎改修

本 庁	東 京 高 地 裁	(17)
-----	-----------	------

※ ()内の数字は完成年度を示す。

(億円)

庁舎維持管理等経費の実績額推移

70

□清掃委託費 □警備委託費 □庁舎維持管理経費(運転管理費を含む)

60

50

40

30

20

10

0

34.1
20.7
4.7
8.735.6
20.8
6.0
8.841.1
24.1
7.5
9.543.5
25.0
8.6
9.945.8
26.6
8.8
10.449.8
28.5
10.3
11.053.7
29.6
12.4
11.858.3
32.4
13.4
12.560.6
33.3
13.9
13.459.8
33.1
13.4
13.358.2
32.2
13.0
13.058.1
32.9
13.0
12.2

会計年度

令和 5 年 6 月 5 日

高等裁判所事務局次長 殿

最高裁判所事務総局経理局総務課長 松川充康

最高裁判所事務総局経理局主計課長 真鍋浩之

最高裁判所事務総局経理局管理課長 市川陽一

冷暖房の運転時間延長をはじめとする柔軟な稼働について

(事務連絡)

近年、酷暑又は厳冬といった気候変動が執務環境に及ぼす影響はますます大きくなっている上、働き方の多様化により職員の勤務時間等も変化していることから、良好な執務環境を維持するために夏季・冬季の冷暖房を適切に稼働させることは、より一層不可欠なものとなっています。

もとより、省エネルギーの重要性は変わることなく、節電などの取組みを継続する必要がありますが、こうした省エネルギーに向けた取組みは、職員の執務環境の維持を前提とした上で進める必要があります。

そこで、冷暖房の稼働について、各庁において硬直的な運用となっている場合には、種々の要素を考慮して、運転時間延長をはじめとして柔軟な取扱いをするようお願いします。

冷暖房の柔軟な稼働に関する取扱いについては、別途会計（管理）課長に連絡しますので、事務処理の参考としてください。

なお、貴管内の地方・家庭裁判所にはこの旨を貴職からお知らせください。

【機密性 2】

令和 7 年 2 月 6 日～7 日開催 実務協議会（冬季）

配布資料（民事局・行政局）

「民事・行政事件の現状と課題」

【機密性 2】

目 次 【運用改善編】

※下線部分につき Ctrl キーを押しながらクリックするとリンク先が表示されます。

1 民事訴訟手続等のデジタル化について

- (1) 民事訴訟手続のデジタル化
- (2) 民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化

2 地方裁判所の民事事件について

- (1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況
- (2) 民事訴訟の審理運営の改善

3 簡易裁判所の民事事件について

- (1) 民事訴訟
- (2) 民事調停
- (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

4 倒産事件について

- (1) 事務処理の合理化等
- (2) 管財人等の育成

5 民事執行事件について

- (1) 新たな制度への対応
- (2) 事実処理の合理化等
- (3) 執行官をめぐる状況

6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について

7 労働関係事件について

- (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題
- (2) 労働審判員に対する研修の実施
- (3) 労働審判事件取扱支部の拡大
- (4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

8 知的財産権関係事件について

- (1) 知的財産権関係事件をめぐる動向
- (2) 国際交流・情報発信

【機密性 2】

1 民事訴訟手続等のデジタル化について

(1) 民事訴訟手続のデジタル化

民事訴訟手続のデジタル化については、民事訴訟手続の全面的なデジタル化に関する規律を定めた民事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年5月25日に公布されました。改正法の内容は段階的に施行することとされており、いわゆるフェーズ2のうち、双方不出頭の弁論準備手続期日等については令和5年3月1日、ウェブ会議の方法による口頭弁論については令和6年3月1日に施行され、フェーズ3に当たる訴訟記録の電子化等については、公布の日から起算して4年以内に施行される予定となっています。

ア ウェブ会議の運用

裁判所では、フェーズ1として、令和2年2月に、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用を一部の庁で開始した後、運用庁を順次拡大して、現在は、全国の裁判所で広く運用が実施されています。

令和6年1月からは、全国の簡易裁判所でのウェブ会議の運用も開始し、また、前記のとおり、同年3月からは、ウェブ会議の方法による口頭弁論も開始しており、確実に実施件数が増えています。全国の裁判所における、ウェブ会議の方法による口頭弁論が開始されてから間もなく1年がたち、各庁において実績が蓄積されているところと思われますが、ウェブ会議の方法による口頭弁論については、実施場所や期日指定の在り方、具体的な接続・機器配置のノウハウ等も含め、留意や検討を要する点がいまだ少なくなく、円滑かつ安定した運用を維持できるよう、今後も運用の在り方を検討していく必要があります。

イ m i n t s の運用

民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「m i n t s（ミンツ）」）は、令和4年4月、甲府地方裁判所及び大津地方裁判所で運用を開始した後、運用開始庁を徐々に拡大して、現在は、支部も含めた全国の高裁・地裁で運用が実施されています。m i n t sの運用は、将来のフェーズ3に向けた準備としての意味合いを有しております、改正法の全面施行後は電子提出が義務付けられる訴訟代理人（弁護士）にとっては、m i n t sによる電子提出の方法に習熟することが望ましいといえます。m i n t sは、規則上、当事者双方に委任を受けた訴訟代理人があり、その双方がm i n t sの利用を希望する場合には、当然に利用が認められることとなっており、各庁においては、訴訟代理人に対してm i n t sの利用希望を積極的に聴取するなどしつつ、m i n t sを

【機密性2】

利用した手続の経験を蓄積していくことが重要と考えられます。

ウ 改正法の全面施行に向けた準備

改正法の内容を踏まえて、民事訴訟手続の全面デジタル化を実現するためのシステムの全体構想（T r e e e S）を段階的に進めていくために、令和4年4月から法改正を経ることなく実現可能な裁判所職員向けのe事件管理部分（R o o o t S）の開発を行ってきたところですが、令和6年7月16日、一部の裁判所（最高裁、広島及び札幌の高地家裁（本庁）及び簡裁）で先行してR o o o t Sが導入され、本年1月6日からは全庁に導入されたところです。

一方、書面等のオンライン提出や訴訟記録の電子化を実現する国民・裁判所職員向けのe提出・e記録管理部分についても、令和5年4月から開発を行っていますが、T r e e e S開発の遅延リスクをできる限り低減するために、運用開始当初に必ず盛り込むべきものとその後の改修等で対応すべきものを具体的に選別しながら、開発を進めているところです。また、令和5年12月からはR o o o t Sについて、フェーズ3においてT r e e e Sと連携させるための改修を進めています。

あわせて、T r e e e Sでの改正法の全面施行を念頭に置きつつも、改正法の施行までの準備期間を十分にとり、習熟期間を十分に確保する観点から、現在、訴え提起等の新規申立てや申立手数料の電子納付に関する機能を追加する改修を行っているm i n t sでの改正法の全面施行も検討しています。改正法施行時にいずれのシステムを利用することとするかについては、両システムの開発・改修状況等を踏まえ、今後、近い時期に説明する予定です。

また、フェーズ3に対応するための民事訴訟規則等の一部を改正する規則が成立し、令和6年9月17日に公布されました。フェーズ3に向けては、改正法・改正規則やシステムの仕様を踏まえて、手続の各局面における具体的な運用の方向性について議論し、まずは、裁判所の内部においてその運用イメージを共有し、弁護士会との間でもこれを共有していくことが重要であると考えられます。

(2) 民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化

民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化については、民事訴訟手続と同様のデジタル化を内容とする「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和5

【機密性 2】

年6月14日に公布されました。同法律は、原則として公布の日から起算して5年以内に施行されることとされています。

現在のところ、執行、倒産及び過料手続については、民事訴訟のシステムとは別に新システムの開発を行う予定です。

なお、同法律には、民事執行の手続における債務名義が電磁的記録である場合のその提出の省略に関する規定や、財産開示期日・配当期日及び倒産手続における債権者集会等の期日におけるウェブ会議の利用に関する規定等、民事訴訟法等の一部を改正する法律の全面施行の施行日と同じ日に先行して施行される規定がありますので、これらの先行施行に対応するために、運用の在り方の検討等の準備を進めていく必要があります。

2 地方裁判所の民事事件について

(1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況

近時の社会情勢の変化、情報通信技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっています。また、近年、客観的にみると、平均審理期間（特に争点・証拠整理期間）の長期化が顕著となっています。

このような中で、裁判所としては、判断自体の適正さや手続保障は当然のこととして、当事者及び社会に対して説得力のある判断を、合理的な期間内で提供し、全体として裁判の質を向上させていく必要があります。

現在、民事訴訟手続のデジタル化の取組が進んでいるところですが、民事訴訟手続のデジタル化は、現状の手続にITツールを導入するのにとどまらず、これを契機に、審理判断の合理化・効率化を含めた審理運営の改善を図り、より適正かつ迅速で質の高い裁判の実現を目指すべきものです。

(2) 民事訴訟の審理運営の改善

上記の要請に的確に応え、改正法の全面施行（フェーズ3）に向けて、現在の民事訴訟の審理運営が抱える課題を克服し、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現するためには、裁判所と当事者との間で、序盤の口頭協議により、主要事実レベルの争点や今後の主張立証の見通しを確認し、審理の土俵を共有するとともに、審理の中盤では、序盤の結果を活用し、判決の結論や理由の道筋を意識して、判断対象を確認・共有した上で、判断に必要な範囲で主張立証を促すなどして、当事者との適切な役割分担の下で、核心を捉えたコンパクトな審理判断を目指すことが重要です。また、どのような審理手法が有効かは、事件・場面・代理人・裁判官によって異なるものであるため、各裁判官において、その審理運営上の手法を実践するとともに、その効果等の結果を広く共有し、各部・各庁において、具体的に意見交換をし

【機密性2】

ていくことも必要です。

そして、争点整理は判決をするために行うものであるため、ゴールである判決書に記載すべき必要十分な情報が何かについて検討・議論することは、核心を捉えたコンパクトな審理判断を実現する上で極めて重要です。司法研究報告書「民事第一審訴訟における判決書に関する研究～現在に至るまでの整理と更なる創意工夫に向けて～」や令和6年10月に実施された民事事件担当裁判官等事務打合せの協議結果等を参考にしつつ、判決書の目的・機能を踏まえ、現状の判決書が抱える課題と克服策や、核心を捉えたコンパクトな判決書の具体的な在り方について、具体的かつ踏み込んだ検討・議論がなされることが有用と考えられます。

また、こうした審理運営改善に当たっては、事件処理に必要な知識やノウハウを縦にも横にも共有する仕組み（知の承継）が必要です。M365等のツールを活用することに加えて、合議の充実・活用等を含めた部の機能の活性化を図り、部や庁を越えた裁判官同士の意見交換の充実や成果の共有も進めていく必要があると考えられます。事件処理に必要な知識やノウハウを裁判官の間で承継、共有していくために、民事局は、行政局とともに、本年3月頃の完成を目指して引出集を作成しています。引出集は、上記の作成趣旨に照らして裁判官全員で作り上げていくものであり、裁判官の意見をお伺いしながら作成していくことを考えており、現在、[REDACTED]トップページに[REDACTED]を設置しております。

所長におかれましては、上記のとおり、審理運営上の手法の実践の結果や判決書の課題と克服策等についての意見交換や成果の共有が活発に行われますよう、後押しを行っていただけるようお願いいたします。

3 簡易裁判所の民事事件について

(1) 民事訴訟

簡易裁判所の民事訴訟は、国民の意識の変化等を背景に本人訴訟の審理運営が困難化していることに加え、弁護士保険の普及を背景に交通損害賠償訴訟などの弁護士関与事件も増加したため、審理運営は困難さを増しており、審理期間の長期化等も指摘されています。比較的軽微な事件を簡易・迅速に解決するという簡易裁判所本来の役割を十分に果たすためには、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則の趣旨を生かした適切な審理を実現していく必要があることはもちろん、地方裁判所の審理及び判決に慣れた弁護士に対しても、簡易裁判所の在るべき審理運営を理解してもらうよう、各地で弁護士会への働き掛けを行うことが重要であると考えられます。

また、令和6年1月から運用が開始されたウェブ会議による手続については、確実に実施件数が増えています。今後も、積極的な活用を含め、地

【機密性 2】

裁におけるノウハウの蓄積を参考にしつつ、地裁とも連携しながら適切な運用を続けていく必要があります。各庁においては、簡易裁判所におけるデジタル化対応が円滑に行われるよう、目配りをお願いします。

(2) 民事調停

簡易裁判所の民事調停事件の新受件数は緩やかな減少傾向が続いている一方、社会経済情勢の変化を反映して、複雑・困難な事件や専門性が求められる事件が増加しています。民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性、非公開性、費用の低廉性、傾聴と社会常識に基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有しており、これらに対する利用者のニーズも大きいと考えられます。このため、調停主任と調停委員が充実した評議を実施し、多角的な観点からの検討を行い、単に法的観点を踏まえるだけでなく、利用者の幅広いニーズにも十分配慮した調停運営を行っていくことが重要です。

また、地方裁判所では、M365を利用したウェブ調停が実施されており、簡易裁判所では、Webexを利用したウェブ調停の運用が令和6年5月から7月までの間に開始されました。ウェブ調停の効果的な活用については、先行する家事調停における検討結果等を参考にしながら、当事者のニーズ等を踏まえた適切な運用を行っていく必要があります。

(3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

簡易裁判所の各種課題に対応するためには、簡易裁判所による取組だけではなく、簡易裁判所と地方裁判所がその役割分担を踏まえつつ、密接な連携を図ることが重要です。地方裁判所においては簡易裁判所への関心が乏しくなりがちですが、地方裁判所の裁判官への十分な意識付けを行いつつ、地方裁判所と簡易裁判所との間で、具体的な課題の解決に向けて継続的に意見交換を行うなどし、地簡裁連携の取組をより実効性あるものとしていく必要があります。

4 倒産事件について

(1) 事務処理の合理化等

破産事件の新受件数は、令和2年以降、減少傾向にありましたが、令和4年から増加に転じ、特に法人破産についてみると、対前年比で大幅な増加傾向が続いており、今後も事件数の増加が続く可能性があります。また、個人再生事件については、新受件数は減少傾向にありましたが、近時は下げ止まりの傾向を見せていることに加え、申立てから開始決定までの期間が長期化している状況が続いている。こうした状況に加えて、今後、ウェブ会議による債権者集会等の期日の開催も可能となる改正法の施行が予定されている

【機密性 2】

ことを踏まえ、手続の開始から終了までの事務処理全体について、デジタル化を念頭に置いた検討を進めながら、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていく必要があるものと考えられます。

また、個人破産等の申立件数の多い類型については、これまで各庁で異なる様式の申立書が用いられてきたところ、デジタル化を契機としてこれらの様式を標準化し、フォーマット入力方式を活用することができれば、当事者の利便性が向上するとともにデータの利活用が可能となります。このような観点から、これらの事件を専門的・集中的に担当している庁を中心に、申立書のフォーマット化も含めた事務の標準化について意見交換を行っており、今後も、事務の標準化のメリットを踏まえ、こうした取組を加速化していく必要があります。

(2) 管財人等の育成

破産管財人の選任率は高い水準を維持していますが、管財事件を適正・迅速に処理するためには、質の高い破産管財人候補者を継続的・安定的に確保する必要があります。昨今の法人破産事件の増加や若手弁護士の増加を踏まえると、若手の破産管財人の育成と管財人候補者の世代交代を進める必要があることはもとより、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者を育成していくことも喫緊の課題であると考えられます。

加えて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっており、裁判所としても、監督委員等の機関候補者の確保・育成を進めるとともに、円滑に事件処理できるようにノウハウの継承や運用改善を進めていくことも必要になります。

5 民事執行事件について

(1) 新たな制度への対応

令和元年改正民事執行法が順次施行され、令和3年5月1日に不動産に係る第三者からの情報取得手続が開始されたことに加え、令和4年4月からは債権執行事件の終了に関する新たな制度が開始されました。上記法改正により、財産開示事件の新受件数は大幅に増え、第三者からの情報取得手続の新受件数も相当数に上っていることから、これらの制度について引き続き円滑な運用を行えるよう留意する必要があります。

また、民法等の一部を改正する法律が、令和6年5月24日に公布されました。上記法改正により、養育費の支払を確保するための制度として、養育費債権に対する先取特権の付与、法定養育費制度の導入及び執行手続における債権者の負担軽減策（ワンストップ化）として養育費債権に基づく財産開示手続等の申立てがされた場合に債権差押えの申立てをしたものとみなす規定の新設等がされます。これらについては公布の日から2年を超えない範囲

【機密性 2】

内において政令で定める日から施行されますので、これらに対応するために、運用の在り方の検討等の準備を進めていく必要があります。

(2) 事務処理の合理化等

不動産執行事件、債権執行事件、財産開示事件、第三者からの情報取得事件及び執行官の取り扱う執行事件については概ね順調な事件処理が行われているところですが、事件数の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていくことが求められます。例えば、財産開示事件の新受件数は、近年増加傾向が継続しており、一部の庁では、期日指定方法の工夫などの取組が行われているところであり、執行分野においても、今後、ウェブ会議による期日の開催も可能となる改正法の施行が予定されていることも踏まえ、各庁の実情に合わせた合理化・効率化を進めることができます。デジタル化を契機とした事務処理の標準化については、執行事件を専門的・集中的に担当している庁を中心に、申立ての際の添付資料、標準的に認められる執行費用の範囲等の標準化に向けた検討が行われているところですが、今後も事務の標準化のメリットを踏まえ、こうした取組を加速していく必要があります。

(3) 執行官をめぐる状況

執行官をめぐっては、事件数の減少が手数料収入の減少にもつながり、任官希望者が減少するだけでなく、その給源にも変化（書記官からの任官希望者の減少）が見られます。これまで、過剰配置の解消に努め、課題は概ね解消する一方、執行官数が1人又は2人の庁が増加しています。今後は、60歳以上の執行官が全体の半数を超え、大量退職期が迫りくる中で、少人数下での効率的な事務処理態勢の確保、有為な人材の確保の方策が検討課題となっています。

こうした状況に対しては、少人数下での事務処理態勢の維持のため、非効率なてん補の見直し、各庁間の相互扶助態勢の確保、事務の合理化・標準化、知の承継等の課題について検討を行っており、各庁においても主体的な取組が必要です。また、定年引上げにより書記官からの任官希望者の更なる減少が懸念されるところ、人材を安定的に確保し、執行官がより長く勤務できる環境を整備するよう、各庁において内規を見直し、令和5年度から執行官の退職基準年齢が引き上げられています。

執行官は、庁舎外で執務を行うことが多いことから、その職務や服務に対する監督の目が届きにくく、監督の実効化も課題となっています。

執行官に対する監督の強化については、高等裁判所の関与のもとに、各庁において実効的な監督や査察の在り方について検討していただいており、また、執行官の研修や研究会において、服務や過誤防止を取り上げて注意喚起

【機密性 2】

を行うほか、令和 6 年度に査察のあり方の見直しを行った上で、引き続き各庁における指導・監督及び実効的な事務査察等を行う上で参考となる情報を提供していますが、執行官事務について、監督官側の理解が十分ではないと思われる事案も見られるため、引き続き留意が必要です。

今後も、少人数下での事務処理態勢を維持していくための方策の検討を更に進め、持続可能な執行官制度を実現していくとともに、各庁における指導・監督及び実効的な事務査察等のための有益な情報提供を行っていく予定です。

6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について

行政事件及び国家賠償事件については、近時、我が国の社会の在り方をめぐって様々な問題提起がなされ、国民の意見や価値観が多様化する中、いわゆる多庁係属型の政策形成訴訟や社会的注目を集める複雑困難訴訟が多数係属しており、中立的な立場で法的紛争を解決する裁判所に対する国民の関心と期待が高まっています。裁判所が当事者のみならず社会に対しても説得力ある適切な判断をするためには、事件の背景となる社会的問題や社会経済活動の実像を把握しつつ、合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められます。

B 型肝炎訴訟は、地裁を第一審とする国家賠償事件の新受件数の多くを占めているところ、1 件当たりの原告数が複数に上るものが多いことを背景にして、審理期間が 2 年を超える長期未済事件が高水準で推移しています。個々の事件について審理が長期化している原因を適切に把握しつつ、事案に応じた適正迅速な解決に向けて積極的な審理を行っていく必要があり、そのためには事務処理上の工夫の集積や共有を図ることも有益です。

7 労働関係事件について

(1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題

労働関係事件については、社会経済情勢の変化、雇用形態の多様化、労働者の意識の変化等の様々な要因を背景として、その内容が複雑困難化しているところ、労働関係民事訴訟事件及び労働審判事件の令和 5 年の新受件数は、いずれも令和 4 年を上回り、依然として高水準で推移しています。今後も、経済社会活動が徐々に活発化する中での雇用情勢及び事件動向を注視することが必要です。

地方裁判所における労働関係民事訴訟事件については、平成 20 年以降、未済件数が高水準で推移しており、平均審理期間も長期化しています。労働審判事件についても、制度開始当初に比べて幅広い事案が申し立てられるようになっているなどの事情がうかがわれ、平成 30 年以降、平均審理期間が長期化する傾向にあります。

このような状況の中、労働関係事件を適正迅速に処理していくためには、

【機密性 2】

審理運営改善の取組を検討するにとどまらず、試行錯誤を繰り返しながら着実に実行に移していく必要があると考えられます。

(2) 労働審判員に対する研修の実施

労働審判手続の担い手である労働審判員については、その資質・能力の向上を図るために適切な研修が実施される必要があります。このような観点から、各庁において、毎年、新たに任命された労働審判員を対象とする「労働審判員研修会」及び全労働審判員を対象とする「労働審判員研究会」が開催されています。これらの実施内容等について、各庁の実情や労働審判員の要望等を踏まえた工夫がされているところであり、今後もこれらの充実化を図っていくことが重要であると考えられます。

(3) 労働審判事件取扱支部の拡大

労働審判事件は、全国の地裁本庁のほか、平成22年4月からは東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部において、平成29年4月からは静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部において取扱いが開始され、順調に運用されています。今後も、労働審判事件を支部で取り扱うかどうかについては、予想される労働審判事件数や本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的事情を総合的に勘案して判断されることになります。

(4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

労働関係事件の適正迅速な解決のためには、当事者による適切な紛争解決機関及び解決手続の選択を促す必要があります。そのためには裁判所における各手続の特徴を受付窓口で教示する方法を地裁・簡裁間で協議したり、弁護士会や労働局との協議会等において各手続の特徴等について共通認識を持つ機会を設けたりすることが有益であると考えられます。

8 知的財産権関係事件について

(1) 知的財産権関係事件をめぐる動向

地方裁判所における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね500件から600件程度で推移していますが、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、令和元年以降100件台中盤で推移しています。

(2) 国際交流・情報発信

経済活動のグローバル化に伴う知財紛争の国際化に対応するため、裁判官の国際会議への出席や海外からの訪問者の受け入れを行っています。こうした国際化の要請への取組の一環として、平成29年度から、裁判所が主体となり、法務省、特許庁などと共に、欧米やアジア諸国の裁判官等を招いて国際知財司法シンポジウムを開催しています。

【機密性2】

また、知財高裁ウェブサイトに英訳した知的財産関係訴訟の判決等を公表していますが、令和3年度からは、英訳した知的財産関係訴訟の裁判例の一部について、国連専門機関であるW I P O（世界知的所有権機関）が運用する知財に関する判例データベースにも掲載するなど、各種情報の発信を行っています。

目 次 【立法・法改正編】

※下線部分につき Ctrl キーを押しながらクリックするとリンク先が表示されます。

1 民事関係の法改正等（民事訴訟手続等のデジタル化に関するものを除く。）

について

- (1) 所有者不明土地問題に関する動向
- (2) 区分所有法制の見直しに関する動向
- (3) 動産・債権等を目的とする担保法制の見直しに関する動向
- (4) 証拠収集法制等の見直しに関する動向
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆる「配偶者暴力防止法」）の改正の動向
- (6) 家族法制の見直しに伴う民事執行法の改正の動向
- (7) 企業価値担保権の創設に関する動向

2 行政法関係の法改正について

3 労働法関係の法改正等について

【機密性2】

1 民事関係の法改正等（民事訴訟手続等のデジタル化に関するものを除く。）について

(1) 所有者不明土地問題に関する動向

所有者不明土地に関わる一連の立法を締めくくる「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月28日に公布されました。その主な改正項目等は、①相続登記の申請の義務化、住所等の変更登記の申請の義務化その他の不動産登記法の見直し、②土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設、③長期間経過後の遺産分割における相続分の見直し、④共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等であり、民事非訟事件として、所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更・管理に関する事項の決定方法の特則、共有物の管理に係る事項に賛否を明らかにしない共有者がいる場合の共有物の管理に関する事項の決定方法の特則、所在等不明共有者の持分の取得・第三者への譲渡権限の付与、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度の手続が設けられました。上記各法律について、①のうち相続登記の申請の義務化等の規定は令和6年4月1日、②は令和5年4月27日、③から⑥までは令和5年4月1日から施行されており、上記の新たな民事非訟事件を対象とする「共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則」も同日から施行されています。

(2) 区分所有法制の見直しに関する動向

老朽化した区分所有建物の増加等の近年の社会情勢に鑑み、区分所有建物の管理の円滑化及び建替えの実施を始めとする区分所有建物の再生の円滑化を図るとともに、今後想定される大規模な災害に備え、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物の再生の円滑化を図る等の観点から、令和4年9月に開催された法制審議会総会において、区分所有法制の見直しが諮問、区分所有法制部会において調査審議が行われ、令和6年2月15日に開催された法制審議会総会において、「区分所有法制の見直しに関する要綱」が採択されました。

(3) 動産・債権等を目的とする担保法制の見直しに関する動向

動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、令和3年2月に開催された法制審議会総会において担保に関する法制の見直しが諮問され、担保法制部会において調査審議が行われています。

(4) 証拠収集法制等の見直しに関する動向

証拠収集法制等の見直しに関しては、公益社団法人商事法務研究会に設置

【機密性 2】

された「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」において、文書等に関する早期開示制度の導入や文書提出命令の見直しが検討されています。

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆる「配偶者暴力防止法」）の改正の動向

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、令和6年4月1日から施行されています。

同法律は、①接近禁止命令の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた者に加えて、自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加するほか、②接近禁止命令・電話等禁止命令の期間につき6か月間から1年間への伸長、③電話等禁止命令の対象行為の追加（位置情報の無承諾取得等）、④子への電話等禁止命令の創設、⑤子への接近禁止命令・電話等禁止命令につき新たな取消制度の創設、⑥退去等命令の一部につき期間の伸長等を内容としており、被害者保護の拡充を図るものとなっています。

上記の法改正に対応して、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則の一部を改正する規則が制定され、令和6年4月1日に施行されています。

(6) 家族法制の見直しに伴う民事執行法の改正の動向

民法等の一部を改正する法律が、令和6年5月24日に公布されました。

主な改正事項は、養育費の支払を確保するための制度として、養育費債権に対する先取特権の付与、法定養育費制度の導入及び執行手続における債権者の負担軽減策（ワンストップ化）として養育費債権に基づく財産開示手続等の申立てがされた場合に債権差押えの申立てをしたものとみなす規定の新設等で、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

(7) 企業価値担保権の創設に関する動向

事業性融資推進等に関する法律が、令和6年6月14日に公布されました。この法律は、事業者の資金調達を円滑化するため、無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）を創設すること等を内容とするものであり、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

2 行政法関係の法改正について

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律が、令和5年6月23日に公布されました。同法では、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の

【機密性2】

消去等決定（行政処分）の取消訴訟等について、撮影対象者等の住所、氏名等の秘匿等に係る規定や対象電磁的記録等につき証拠の申出があつた場合の閲覧等の制限に係る規定が設けられており、これらの規定は、令和6年6月20日から施行されています。

上記の規定に対応して、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則が制定され、同日から施行されています。

3 労働法関係の法改正等について

平成30年6月から、厚生労働省において「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が開催されていましたが、令和4年4月に検討会の報告書が取りまとめられました。現在、同制度は同省の労働政策審議会労働条件分科会において、調査審議されています。

刑事裁判最前線

※刑事関係の最新の統計については、courtsポータル・刑事情報データベース（ケイフオ）[REDACTED]をご参照ください。

1 刑事手続のデジタル化

刑事手続のデジタル化については、①刑事手続に用いる書類を電子データで作成・管理し、オンラインで発受すること、②捜査・公判における手続を非対面・遠隔で行うことができるようになることの2つを大きな柱とする要綱(骨子)が、令和6年2月に開催された法制審議会総会において採択されて、法務大臣に答申され、現在、政府において令和6年度中の法案の国会提出に向けた準備が進められている。

裁判所としても、法案の成立を見据えて適切に対応していく必要があるところ、これまで検討、実践してきた質の高い刑事裁判の実現に向けた取組に、政府における検討等によってイメージされるデジタル化後の刑事手続の運用等の視点を取り入れることで、その取組の更なる発展が期待できるところである。裁判官のみならず、裁判所書記官その他の職員においても、デジタル化後の令状手続、公判準備や公判審理の在り方等について、部内あるいは府内での議論に積極的に関与することが求められる。

2 裁判員裁判について

(1) 公判前整理手続の充実・迅速化

裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の長期化は、従前からの課題の一つであり、近年も長期化傾向が続いている。公判前整理手続の迅速さは適正で充実した審理に不可欠の要素であり、法曹三者の間で公判前整理手続の基本的な在り方について共通認識を形成するなどの取組を継続していく必要がある。

この課題を克服していくためには、裁判の迅速化に係る検証に関する検討会における議論等を参考にして、裁判官同士の議論を充実させることのほか、各

地の法曹三者による意見交換や協議を具体化させること、個別の事件後の振り返り会において迅速さの観点からの課題を協議することなど、より実質的、実践的な取組を更に進めていくことが期待される。

(2) 国民の理解と協力を得るための取組

裁判員制度に対する国民の理解と協力は、裁判員制度の円滑な運営に欠かせないものである。国民の理解と協力を得るための広報活動としては、裁判官等による出張講義等が重要なツールとなり、その際には引き続き裁判員経験者の参加を求めていくことが効果的である。そして、これらの活動等を通じて得られた国民の声等を制度運営全般に活かす、さらにはその結果を新たな広報活動につなげていく、などといった循環を構築することが求められる。

3 裁判員裁判非対象事件について

裁判員裁判非対象事件の審理の在り方については、近い将来に控える刑事手続のデジタル化を見据えつつ、刑事訴訟法の本旨に則った在るべき刑事裁判の姿をイメージした審理運営改善に関する議論が始まっている。この議論の中では、裁判官と裁判所書記官が、在るべき刑事裁判の姿の具体的なイメージについて共有した上で、公判審理や公判の事前準備等の改善を図っていくことの重要性が指摘されている。

このような審理運営改善はデジタル化により当然に実現するものではないことからすれば、デジタル化以前の現時点から具体的な取組を進めていく必要がある。そして、そのためには当事者の協力が欠かせないから、裁判所全体として当事者への働きかけの在り方について検討し、実践していくことも必要である。

4 その他の刑事裁判について

(1) 令状処理に係る取組

保釈請求等、被告人の身柄に関する判断については、社会的な関心が高く、裁判官の間で、罪証隠滅や逃亡のおそれなどの審査の在り方等について議論が重ねられている。今後も、令状事件や準抗告事件を担当する民事事件担当裁判官、簡裁の裁判官も含め、このような議論を継続的に幅広く行うなどしながら、

引き続き適正な事件処理に取り組んでいく必要がある。

(2) 再審事件に係る取組

近年、死刑確定判決等の重大事案に関する再審事件につき、社会的に注目を集めている状況が続いているが、再審請求事件については、法律・規則の規律が限られ、文献も乏しい中で、裁判所内で再審請求事件の経験が蓄積、共有されにくい状況にあるところ、再審請求事件の各手続場面において、何を考慮してどのように判断すべきか、合理的な審理運営の工夫や課題としてどのようなものがあるのかなどについて、広く裁判所内で知見を共有することにより、再審請求事件の円滑な処理を図っていく必要がある。

5 おわりに～裁判部と事務局等との連携

個別の裁判事務であっても、裁判所全体の事務に関わるものや社会的な影響の大きいものも少なくなく、裁判官同士でよく議論をするとともに、裁判部と事務局が連携して対応することが求められる。

また、個別の裁判における警備の問題のように、裁判体がそれぞれ個別に判断すべき事項であっても、当該個別の事案における当事者・関係機関の意向だけでなく、裁判所全体の人的・物的状況や他の裁判体の事件処理に与える影響等を踏まえた上で、あらかじめ裁判所内部で十分な意見交換や検討をし、さらに、組織として関係機関と事前の調整を行う必要がある場合もある。

特に、裁判所庁舎内で加害事案や逃亡事案が発生した場合には、地域社会に不安を与えることとなり、国民の裁判所に対する信頼に大きな影響を与えかねない。このような事態が生じないようにするために、日頃から裁判部と事務局とが連携し、庁として適切な事務処理態勢を構築するとともに、問題事案が発生した場合には、所長まで迅速に情報を流通させて、庁として適切な対応がとれるようにしておく必要がある。

以 上

(令和 7 年 2 月)

令和 6 年度実務協議会（冬季）資料

家庭裁判所の現状と課題

最高裁判所事務総局家庭局

目 次

第1 家裁におけるデジタル化

- 1 家事事件手続等のデジタル化
- 2 少年審判手続のデジタル化

第2 家裁の事件の概況

- 1 家事事件等の概況
 - (1) 家事審判事件の概況
 - (2) 家事調停事件の概況
 - (3) 子の監護に関する処分事件（面会交流）の概況
 - (4) 人事訴訟事件の概況
 - (5) 子の返還申立事件の概況
- 2 少年事件の概況

第3 家事事件関係

1 家事調停の運営改善の取組

- (1) メリハリのある調停運営（各職種等の役割と連携）
- (2) 調停の期日間隔の短縮化
- (3) ウェブ会議の活用

2 後見関係事件及び財産管理人等選任事件の運用見直し

- (1) 成年後見制度の社会的な位置付けと後見関係事件の運用の見直しの現状
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画を受けた裁判所の取組
- (3) 不正防止に関する取組
- (4) 財産管理事件の処理

3 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

5 最近の法改正に伴う運用上の課題

- (1) 当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度
- (2) 一時保護開始時の判断についての新たな司法審査の導入
- (3) 民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直し
- (4) 氏名の読み仮名の法制化
- (5) 離婚及びこれに関する家族法制の見直し

6 今後の立法の動向

- (1) 成年後見制度の見直し
- (2) 遺言制度の見直し

第4 少年事件関係

- 1 少年法等一部改正に伴う運用上の課題
- 2 少年調査票の新たな様式
- 3 最近の法改正に伴う運用上の課題
 - (1) 犯罪被害者等の情報を保護するための刑事訴訟法等の整備
 - (2) 性犯罪関係の刑事実体法及び刑事手続法等の整備

第5 家裁調査官関係

- 1 家裁調査官の役割・機能を踏まえた合理的かつ効果的な活用
- 2 組を単位とした執務態勢を基盤に質の高い判断に資する調査事務を実践する取組

第6 家裁の裁判官の役割等

- 1 家裁の裁判官の役割
- 2 家裁の裁判官の執務支援

第1 家裁におけるデジタル化

1 家事事件手続等のデジタル化

家事事件手続等のデジタル化に関しては、当事者の利便性及び司法アクセスの向上や当事者の接触回避による安全、安心な手続の実現の観点から、国民の期待が高まっている状況にある。

法制面については、令和4年5月18日に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律（同月25日公布）において、人事訴訟におけるウェブ会議による口頭弁論を可能とする規律や、ウェブ会議による期日において離婚の和解や調停成立を可能とする規律等が導入され、令和7年3月1日からこれらの手続の利用が可能となる。

また、令和5年6月6日に成立した「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（同月14日公布）によって、全ての家庭裁判所へのオンライン申立て、事件記録の電子化等の家事事件手続等の全面的なデジタル化を実現する規律が導入された。同法は、公布の日から5年以内の政令で定める日までに全面的に施行される予定である。

システムについては、MINTASに代わるe事件管理システム（R o o t S）が、令和6年7月の先行導入を経て、令和7年1月に全国の家裁に導入された。また、書面等のオンライン提出や事件記録の電子化を実現するためのe提出・e記録管理に関するシステムについては、令和7年度以降の設計・開発に向けた検討が行われている。引き続き、各種検討の前提として、現状の事務の標準化・合理化の議論を広げ、新たな規律の導入を見据えたデジタル化後の家事事件手続の運用の在り方について、各庁で具体的な検討を進めていく必要がある。

現行法下における家事事件手続等におけるウェブ会議については、家裁調査官の調査を含めて全国的に運用を開始している。今後、様々な場面において、適切にウェブ会議の利用がされるように、検討と実践を重ねていく必要がある（なお、第3の1(3)、第5の1(2)）。

2 少年審判手続のデジタル化

刑事手続のデジタル化については、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会での調査・審議を経て、令和6年2月15日の法制審議会総会で採択された要綱が法務大臣に答申され、現在政府において、法案の国会提出に向けた準備が進められている。

少年審判手続のデジタル化についても、これら法制面の状況等を注視しつつ、少年審判手続の特質を踏まえて検討を進めている。家裁調査官の調査におけるウェブ会議の利用については、全面的に運用を開始している

(なお、第5の1(2))。

第2 家裁の事件の概況

1 家事事件等の概況

令和5年の家事事件及び人事訴訟等事件の新受総件数は118万2,508件であり、この10年間で約30%増となっている。このうち家事審判事件は100万7,580件（10年間で約38%増）、家事調停事件は12万6,185件（同約8%減）で、これらが全体の約96%を占めている。家裁は、これまで社会経済情勢の変化に対応し、事務処理の態勢や方式を工夫、改善してきたが、（以下「家事法」という。）の趣旨やその背景にある国民のニーズを踏まえて、事件の種別を問わず、更に取組を深化させる必要がある。

(1) 家事審判事件の概況

家事審判事件の約98%を占める別表第一審判事件の新受件数については、増加傾向が続いている、相続放棄のほか、特に成年後見関係事件の増加が著しい。

他方、別表第二審判事件の新受件数については、おおむね緩やかな減少傾向にあったが、令和元年以降増加傾向に転じ、令和5年は、2万1,426件であった。

(2) 家事調停事件の概況

家事調停事件の新受件数は、平成29年頃まで高止まり状態にあり、平成30年以降は、おおむね緩やかな減少傾向にあったが、令和5年は増加に転じた。

(3) 子の監護に関する処分事件（面会交流）の概況

社会情勢を反映し、子の監護に関する処分は増加傾向にあり、面会交流事件は平成26年から令和5年までの10年間で約1.2倍となった。面会交流事件については、当事者の対立が先鋭化し、解決困難な事案が増えている上、社会的・政治的な関心も極めて高い状況にあり、これまで以上に質の高い審理・判断が求められている。

(4) 人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の新受件数は、平成16年4月に家裁へ移管された後、平成24年に最も多くなったが、平成25年以降は減少傾向にあり、令和3年を除いて近年は1万件を下回っている。

(5) 子の返還申立事件の概況

子の返還申立事件の新受件数は、平成26年（ただし、施行された4月以降）は9件、平成27年は26件、平成28年は25件、平成29

年は12件、平成30年は27件、平成31年（令和元年）は16件、令和2年は18件、令和3年は9件、令和4年は22件、令和5年は17件であった。

2 少年事件の概況

令和5年における少年保護事件の新受人員は、5万2,642人（前年比約18%増、平成26年比約51%減）となっている。事件種類別に見ると、一般事件は、3万2,368人（前年比約27%増、平成26年比約50%減）、交通関係事件は、2万0,274人（前年比約6%増、平成26年比約52%減）となっている。

少年保護事件の新受人員は、平成13年には28万4,336人であったが、平成14年から令和4年まで一貫して減少してきた。少年人口の減少が一つの要因と考えられるが、新受人員は、少年人口の減少割合以上に減少していた。しかし、令和5年は、上述のとおり増加したため、今後の動向を注視している状況である。

個別の事件を見ると、社会的関心を集める重大事件や、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件が少なくない。複雑多様な事件について、適正な事件処理が求められているといえる。

第3 家事事件関係

1 家事調停の運営改善の取組

(1) メリハリのある調停運営（各職種等の役割と連携）

家事法施行以降、各家裁において、家裁の主要な事件である家事調停の運営改善の取組が進められてきたところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機として、事案の内容、期日の目的等に応じたメリハリのある調停運営を意識した取組が開始され、現在も、各庁で検討・実践が進められている。

家事調停の運営改善の取組においては、裁判官はもとより、家事調停委員、書記官、家裁調査官等の関係職種が、問題意識を共有してそれぞれの役割を適切に果たしていく必要があり、定量的、定性的両面からの効果検証の視点を持ちながら、庁として取組を継続していくことが肝要と考えられる。各庁において、取組を通じて見えてきた課題や、今後更に浮かび上がってくると思われる課題を克服し、家裁全体の紛争解決機能を一層強化していくためには、課題を掘り下げた上で、調停委員を含む関係職種の適時適切な手続関与・連携の在り方や当事者・代理人の役割を改めて整理・言語化し、全国的に共有していくことが有効であると考え、令和5年6月、各庁においてこうした点に関する自庁の実情を把

握し、課題の抽出・分析に活かしていただくためのツールを作成・送付し、このツールを利用した各庁の実情把握と意見交換の結果につき、同年10月には「各庁の実情把握結果の概観」、同年12月には「各庁の実情把握結果（手続序盤）」として、各庁に還元したところである。

協議会等においても、家事調停における裁判官の効果的な関与の実現方法、裁判官と関係職種の果たすべき役割を踏まえた書記官及び家裁調査官との合理的な役割分担や連携の在り方、取組の効果検証の在り方、効果検証の結果を踏まえて取組を修正し、これを継続、定着させていくための課題といった点について議論が重ねられてきており、家裁においては、関係職種間の連携をベースとした紛争解決機能の強化に取り組んでいくことが必要との意識が浸透しつつある。今後、更なる課題の克服や運営改善を継続していくとともに、各庁において調停委員も巻き込んだ議論及び実践を更に推進することにより、取組の一層の浸透・定着を図ることが求められる。

(2) 調停の期日間隔の短縮化

家事調停の平均審理期間は、コロナ禍により大幅に長期化し、その後調停運営改善の取組により一部の事件類型についてやや短縮したもの、全体としては長期化傾向に歯止めがかからず、府ごとのばらつきも大きい。特に、平均期日間隔は全国的に長期化しており、国民の調停制度への信頼確保の観点や紛争解決機能の観点から大きな問題であると考えられる。そこで、調停運営改善の取組の中でも、近年は、特に期日間隔の短縮化に着目した取組が進められており、改正家族法の施行が迫る中、その施行後の円滑な運用のためにも早急に目に見える成果を出すべき喫緊の課題となっている。家庭局では、令和6年1月より、平均期日間隔が長期化し、平均審理期間も全国平均を上回る家裁4府（以下「長期化府」という。）と、平均期日間隔が全国平均より短く、かつ自府のコロナ禍前の水準と同程度ないしそれ以下の水準となっている家裁2府（以下「短縮化府」という。）に協力を依頼し、データ分析やヒアリングを通じて、短縮化府において平均期日間隔が短くなっている要因や、長期化府において平均期日間隔が長期化している要因を分析し、当該府にフィードバックするとともに、その結果や当該府の取組状況等を取りまとめて、令和6年4月及び11月に全国に還元した。

また、協議会等においても、期日間隔が長期化する要因、期日間隔の短縮化に向けた具体的な取組等を協議事項として取り上げ、各家庭裁判所から、様々な取組例が紹介された。

協議結果等は、適宜家庭局から還元しており、こうした資料も参考に

して、各庁において、自庁の長期化要因等を踏まえた短縮化の取組が進められつつあるが、関係職員の意識改革や運用上の種々の工夫のルール化、更には開廷日や事務分配の在り方等を含め、事件処理の仕組みにも目を向けた上で、効果的な対策を講じていくことが求められる。また、今後の取組を継続的なものとするためには、庁ごとに取組の効果検証を行い、取組を進めるに当たっての課題を明らかにした上でその改善策を検討・実行していくことが必要と考えられる。

(3) ウェブ会議の活用

令和6年7月までに、ウェブ会議を利用した調停期日の運用が全国的に開始され、各家裁において、運用実績が着実に積み重ねられ、ウェブ会議の活用の在り方や運用上の工夫等に関する知見の共有も進んでいる。家事調停においてウェブ会議を活用することは、当事者の利便性の向上や安心・安全な手続の実現に大きく資するものであるから、国民・当事者の多様なニーズに応えるために、より積極的なウェブ会議の活用の促進が求められている。

2 後見関係事件及び財産管理人等選任事件の運用見直し

(1) 成年後見制度の社会的な位置付けと後見関係事件の運用の見直しの現状

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景に、後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、令和5年12月末日現在の管理継続中の本人数は、約24万9000人に上っているが、成年後見制度に対しては、これまで、後見人等による財産管理のみが重視され、必ずしも本人のための制度となっているとはいえないことや、終了原因が限定されること等により、ニーズがないにもかかわらず利用を継続しなければならないことが問題点として指摘されてきた。

成年後見制度は、判断能力が不十分な人に係る権利擁護支援のための手段であり、様々な福祉施策と交錯する部分があるが、成年後見制度利用促進法の下、閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下「第二期計画」という。)では、上述の問題点を踏まえ、判断能力が不十分になっても、その人が尊厳のあるその人らしい生活を継続するためには、成年後見制度の利用の必要性や成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に制度利用されるよう、地域の体制整備が図られる必要があるとされている。また、成年後見制度の利用に至った場合には、意思決定支援や身上保護も重視した制度の運用とすることが目指されている。

こうした状況の下、近年、家裁においては、財産管理事務及び身上保護事務について、後見人の裁量を尊重した効果的な監督手法が検討されるとともに、申立書等の各種書式の改訂等も含めた成年後見制度の運用改善が進められてきた。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画を受けた裁判所の取組

成年後見制度利用促進法に基づき平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「第一期計画」という。）の対象期間が満了することに伴い、令和4年3月に第二期計画が閣議決定された。第二期計画の対象期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とされており、今年度は、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討が行われる予定である。

第一期計画では、現状の成年後見制度が利用者にとってメリットを実感できない運用となっており、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないのではないかという問題意識に基づき、意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることや、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域の体制整備を図ること等が目標とされ、地方自治体において地域連携ネットワークや中核機関の整備が進められてきた。

家庭裁判所も、地方自治体と「顔の見える関係」を築くなどして、こうした地方自治体の取組に積極的に協力するとともに、成年後見制度を利用する診断書の改訂や「本人情報シート」の導入を図り、それぞれ平成31年4月から運用を開始した。

第二期計画は、地域共生社会の実現という目的に向けた本人を中心とする支援・活動の共通基盤として「権利擁護支援」を位置づけ、成年後見制度はこうした「権利擁護支援」の中の重要な一つの手段であることを明らかにしている。

その上で、成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、その地域において尊厳のある本人らしい生活を継続できる体制の整備を目指すものとされ、今後の具体的な目標として、①成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実、②尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等、③権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの3点が挙げられている。

上記①の成年後見制度の見直しについては、令和6年2月15日に法制審議会に対して成年後見制度の見直しが諮問され、同年4月から法制審議会民法（成年後見等関係）部会において調査審議が始まった。同年

12月までに同部会第12回会議が終了し、法定後見及び任意後見に関する二読目の検討をほぼ終えた。これまでの議論状況としては、法定後見については、開始要件として、本人の判断能力が不十分であることに加えて特定の法律行為について法定後見による保護が必要であることを要求した上で、それらの要件を具備する場合に、当該法律行為に関する代理権等を付与すべきであるとの意見が多い情勢であるが、現行の後見類型と同様に包括的代理権を付与することができる類型も併存させるべきであるとの意見も有力に主張されている。また、本人の意思の尊重の観点から、法定後見の開始に当たって本人の「同意」があることを考慮すべきであるとの議論もなされているが、そこでいう「同意」の内容及びその位置づけについては引き続き検討することとされている。また、法定後見の開始原因が消滅した場合には制度の利用を終了できるとすること自体には異論は見られないものの、そのほかに期間満了により法定後見を終了させることの適否等については様々な議論があるほか、後見人の交代を容易にするための規律を求める意見が強い。さらに、任意後見についても、裁判所が任意後見事務を直接監督することの当否等が議論されており、いずれについても裁判実務に大きな影響が生ずることが見込まれる。

上記②の成年後見制度の運用改善との関係では、報酬の在り方につき、令和5年7月の専門家会議の運用改善等に関するワーキング・グループにおいて、家庭局から、それまで裁判所内部で行われた協議会等で共有された今後の運用改善の方向性（本人の資産額を基本報酬の考慮要素とする従前の実務の考え方を維持すること、報告書式の変更、身上保護事務の評価、付加報酬の算定の在り方等）について報告したところを踏まえ、令和7年4月から新たな報酬算定や報告書式の運用が開始されることとなっている。これに伴い、令和6年夏以降、各家庭裁判所と各地域の専門職団体との間で、新たな運用に向けた協議が実施されているところである。

上記③について、第二期計画では、地域連携ネットワークの機能として、福祉・行政・法律専門職など多様な主体（福祉・行政等）による「支援」機能と、家庭裁判所による制度の「運用・監督」機能があることが、権利擁護支援を行う3つの場面（①制度の利用前、②申立ての準備から後見人等の選任まで、③後見人等の選任後）に対応する形で整理された。その上で、地域連携ネットワークの機能強化（地域づくり）に向けて、異なる立場を有する関係者がそれぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有する必要があるとされており、共通

理解の促進や相互理解を図ることが求められている。裁判所としては、
・身上保護事務の監督の在り方の検討を通じて、家庭裁判所の役割の外延
(家庭裁判所に「できること／できないこと」)を整理するとともに、
中核機関の設置や地域の体制整備に向けた地方自治体等に対する後押し
や働き掛けを中心とした取組から、相互理解を基盤とした地域連携ネット
ワークの機能強化に向けた取組に重点を移した取組を進めているところである。
この取組に当たっては、家庭裁判所の役割の外延を十分に意識した上で、(ア) 身上保護事務を含めた後見事務の適切な監督など、家庭裁判所の役割を十分に果たしていくこと、(イ) 福祉・行政等において実践されている受任者調整のプロセスなど、申立前における権利擁護支援の内容等に関する理解を深めることを通じて福祉・行政等のニーズを理解し、家庭裁判所に「できること」の範囲で柔軟な対応を行っていくこと、他方で、(ウ) 家庭裁判所が司法機関としての役割や機関としての性質上「できないこと」について適切に発信していくといった取組を地道に継続していくことが重要である。

(3) 不正防止に関する取組

令和5年1月から12月までに家庭局に報告された後見人等による不正事案は184件、被害総額は約7億円で、平成26年のピーク時と比べて大きく減少しており(平成26年1月から12月までに報告された不正事案は831件、被害総額は約56億7,000万円)、各家庭裁判所において、後見人等による不正防止対策に真摯に取り組んでいる効果が表れている。もっとも、直近の不正報告件数等を見ても、いまだ社会的に許容される水準とはい難い状況にあり、家庭裁判所としては、合理的な監督事務を実践しつつ、引き続き、関係職種間で連携して適正かつ実効的な監督に努め、不正防止に取り組んでいく必要がある。

また、不正防止策の一つである後見制度支援信託は、平成24年2月以降令和5年12月末日までの間に2万9,821件が契約締結に至っており、また、後見制度支援預貯金については、平成30年1月から令和5年12月末日までの間に9,454件が契約締結に至っている。特に、後見制度支援預貯金については、平成30年3月に、金融関係団体等と関係官庁等が参加した「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」の議論の結果としての報告書が作成され、これを受けて、取扱金融機関が増加しており、今後も取扱金融機関が更に増加することが予想される。

なお、上記の勉強会ではその後も運用をフォローアップするための会議が開かれており、令和3年10月には保佐・補助類型を対象とする預

貯金管理の仕組みについての同時点における検討状況が公表されるなどした。保佐・補助類型を対象とする後見制度支援預貯金の導入を検討する個別の金融機関の動向についても、引き続き注視していく必要がある。

(4) 財産管理事件の処理

財産管理事件の新受件数に関する過去10年の動向を見ると、不在者財産管理事件については、8,000件前後で推移していたところ、令和4年から7,000件を下回り、令和5年は6,662件であった。相続財産清算事件については、年々増加を続け、令和5年には2万8,634件となり、10年間で約1.6倍となった。

財産管理事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産清算事件において、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、清算人に対する助言や働き掛けを行うことの重要性については、従来から強調されてきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を阻止する措置を迅速に講じることが求められている。

管理終了に向けた計画的な清算手続に関連するものとして、相続財産清算事件における不動産の国庫帰属について、財務省理財局が、令和2年12月に、法律上国庫帰属すべき不動産に関する事務の具体的な取扱いを示すとともに、国庫帰属財産の円滑な引継ぎの実現のために、各財務局等において関係機関との協力体制の構築に努めるよう各財務局に周知する通達を発出している。

また、財産管理制度の見直しとして、「民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）」に、限定承認及び相続人不存在の場合における相続財産の管理人の名称を「清算人」と変更すること、相続人不存在の場合における相続財産清算事件において、清算人の選任公告と相続人搜索の公告を同時にを行うこと、不在者財産管理人が金銭を供託することができるようになることなどが盛り込まれ、これらの改正は令和5年4月1日から施行されている。

各庁では、事案の性質に応じて、適切な運用を行うことが求められている。

3 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

家裁に人事訴訟が移管されて20年が経過した。その間、未済事件は、平成20年以降、年々増加し、平成23年12月末時点では1万件を超える状態となっていたが、平成24年以降は、9,700件前後で推移していたところ、令和2年に再び1万件を超え、令和5年は1万0,595件であった。

また、既済事件の平均審理期間は長期化する傾向にあり、令和5年の平均審理期間は14.9月であった。未済事件の平均審理期間も、長期化傾向にあることからすると、平均審理期間の長期化の原因を長期未済事件の優先的な処理に求めることは難しいと考えられる。

なお、令和5年の既済事件の平均審理期間は、地裁で処理していた当時（平成15年）よりも約6ヶ月長くなっている。また、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に年々審理期間が長期化しており（平成26年は15.0月、令和5年は18.6月）、財産分与に関する合理的かつ効率的な審理の在り方等について検討することが必要であると指摘されている。さらに、財産分与の申立てがないものについても、審理期間が年々長期化していること（平成26年は10.7月、令和5年は13.0月）を直視する必要がある。

人事訴訟の審理期間の長期化については、迅速化検証検討会において強い危機感が示され、長期化の要因についても従来の分析にとらわれない検討が必要であることが指摘された。また、迅速化検証報告書では、裁判所側で訴訟の進行を制御することのできる仕組みや方策を考えていく必要があり、そのような方策の一つとして、人事訴訟の標準的な審理モデルを整備し、裁判所と弁護士会との間でこれを共有することも有用であるとの指摘もされた。

東京家裁家事第6部（人訴部）では、令和5年度において、離婚訴訟の審理モデルの策定に向けて、東京三弁護士会との間で、複数回にわたる協議を行い、その成果として、「東京家裁人訴部における離婚訴訟の審理モデル」を策定した。この審理モデルは、令和6年5月、家庭局を通じて、全国の家裁に送付された。これを受け、各家裁においては、上記審理モデルを踏まえ、人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理の在り方等についての検討を深め、弁護士会との間で協議を行うなどして認識を共有する取組を進めることが期待される。

なお、人事訴訟の争点整理手続については、既に全国的にウェブ会議の運用を開始しており、令和7年3月1日からは、口頭弁論についてもウェブ会議での実施が可能となる。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還すること等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が、平成26年4月、日本について効力を生じ、その国内実施法（平成25年法律第48号）及び実施規則（平

成25年最高裁判所規則第5号)も施行された。その後、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律が、令和元年5月に成立し、令和2年4月1日に施行され、強制執行の規定が見直された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされており、これまでのところ、円滑な事件処理がされているところである。東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるところであり、この点については留意が必要である。

5 最近の法改正に伴う運用上の課題

(1) 当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度

民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号)及びこれに伴う民事訴訟規則等の一部を改正する規則(同年最高裁判所規則第17号)のうち、当事者間秘匿の制度に係る部分について、令和5年2月20日に施行された。

家事事件手続では、当事者間秘匿と従前の非開示希望の運用が併存しているところ、両制度の運用はできる限り統一することが、当事者から見た分かりやすさという観点からも、裁判所の事務処理の適正さを確保するという観点からも、重要であると考えられるため、当事者間秘匿制度導入を機に、従前の非開示希望の運用についても、その在り方を改めて見直す必要があることを各家裁と共有し、各家裁の検討を後押ししてきた。

今後も、引き続き、秘匿情報を具体的に特定し、記録上表れないようにすることは当事者の役割であるという当事者間秘匿制度の趣旨を踏まえ、非開示希望の運用においても、当事者に対し、適切に注意喚起をするなどした上で、裁判所が当事者から申出のあった秘匿情報として取り扱うべき情報を適切に管理する役割に注力できるよう、関係職種間で認識の共有に努める必要がある。

また、令和6年4月1日に、DV被害者等保護のための登記事項証明書等における代替措置について定める不動産登記法119条6項が施行され、登記記録に記録されている者の住所が明らかにされることで人の生命や身体に危害を及ぼすおそれがある場合等の一定の場合において、登記事項証明書等において公示される登記名義人の住所を当該住所に代わる代替住所(公示用住所)とすることができますこととなった。この制

度に伴う裁判手続上の留意点については、同年3月28日に民事局第一課長及び家庭局第二課長の連名で事務連絡を発出している。このほか、民事局及び家庭局からそれぞれ発出した当事者間秘匿制度についての事務処理上の留意点等に関する事務連絡、並びに、総務局第一課長、家庭局第二課長ほかの連名で発出した新たな秘匿制度を踏まえた秘匿情報の適切な管理についての総論的な事務連絡を含む当事者間秘匿制度に関する資料は、courtsポータルの家事・少年情報データベース（Family☆in）に掲載した家事事件等の情報管理事務連絡等一覧から参照可能である。

(2) 一時保護開始時の判断についての新たな司法審査の導入

令和4年6月8日に成立し、同月15日に公布された児童福祉法の一部改正における、一時保護開始の判断に関する司法審査の導入に係る部分については、令和7年6月1日に施行される。

同法においては、児童相談所長等は、親権者等の同意がある場合等を除き、一時保護の開始前又は開始の日から起算して7日以内に、児童虐待のおそれがあるときその他の内閣府令で定める場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、児童相談所長等の所属する官公署の所在地を管轄する地裁、家裁又は簡裁の裁判官に一時保護状を請求しなければならないとされ、裁判官は、児童虐待のおそれがあるときその他の内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときでない限り、一時保護状を発することとされている。

また、一時保護の要件を具体的に定める児童福祉法施行規則も、令和6年12月26日に公布された。

円滑な制度施行に向け、各庁においては、その実情に応じた処理態勢をどのようなものにするかや、一時保護状の請求の受付その他の一時保護状に係る事務処理の在り方等の検討を進めつつ、児童相談所等の関係機関との協議を実施し、必要な調整を行っているところである。

一時保護状は、地裁、家裁、簡裁のいずれでも取り扱うことができるが、一時保護や児童相談所に関する知見を持つ家裁には、どのような処理態勢にするとしても、施行に向けた準備に積極的に関わっていくことが期待されており、地家簡裁を通じた全庁的な課題な一つとして、関心を持っていただきたい。

(3) 民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直し

民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直しについて、令和4年12月に民法等の一部を改正する法律が成立した。

同改正法は、子の懲戒権の見直しに関する部分は公布の日である同月 16 日から、それ以外の部分は、令和 6 年 4 月 1 日から施行されている。

同改正法には、①懲戒権に関する規定等の見直し、②嫡出推定規定の見直し・女性の再婚禁止期間の廃止、③嫡出否認制度に関する規律の見直し、④認知無効の訴えの規律の見直しが盛り込まれており、また、令和 5 年 1 月 22 日には、同改正に伴う人事訴訟規則及び家事事件手続規則の一部を改正する規則が公布された。具体的な運用及び事務処理上の留意点については令和 6 年 1 月に事務連絡、同年 3 月には無戸籍者問題の解消という制度趣旨を踏まえた適切な運用についての書簡を発出している。

改正法の施行日前に生まれた子に係る子及び母による嫡出否認の訴えの出訴期間について、施行後 1 年の経過措置が設けられていることも踏まえ、無戸籍の問題を抱えるなど、裁判所の手続が必要な方が安心して申立てができるよう適切な手続案内や手続の運用が求められる。

(4) 氏名の読み仮名の法制化

戸籍法及び家事法の一部の改正を含む法律が令和 5 年 6 月 2 日に成立し、同月 9 日に公布された。この改正に係る規定は、令和 7 年 5 月 26 日に施行される。

この改正により、戸籍の記載事項として氏名の振り仮名が追加され、氏名の振り仮名の変更の手続については、原則として家庭裁判所の許可を必要とすることとされ、氏名の振り仮名の変更についての許可の審判事件が別表第一事件に追加された。

なお、本法改正に基づく規則改正は想定していないが、改正に伴う新たな事務の運用に関する検討が必要となる。

(5) 離婚及びこれに関連する家族法制の見直し

民法等の一部を改正する法律が令和 6 年 5 月 17 日に成立し、同月 24 日に公布された。この法律は、同日から起算して 2 年以内に政令で定める日から施行される。

改正法の内容は、離婚後に父母の双方を親権者と定めることを可能とする制度をはじめ、親権を共同行使する父母間の意見対立時に裁判所が特定の事項に係る親権行使者を定める制度、養育費等の請求権の一般先取特権化や法定養育費制度、親子交流の試行的実施や父母以外の親族と子との交流に関する規律、未成年養子制度や財産分与制度の見直しなど、家族法制の在り方を幅広く改めるものである。

新たな審判事項の新設や判断枠組みの導入など、実務への影響が大きいのみならず、社会的関心も高く、改正法の施行に向けて、各府において

て改正法の各規定の内容を踏まえた適切な審理の在り方についての検討準備をすることが求められる。こうした観点から、令和7年1月から2月にかけての家事事件担当裁判官等協議会では、改正法を踏まえた家事事件手続等の審理運営に関する諸問題を取り上げ、改正法の施行を見据えた審理運営の在り方のみならず、調停委員に対する研修を含めた施行準備の方策等について協議を行うものとしている。家庭局としても、今後も様々な機会を捉えて、各家裁が対応すべき各種の課題についての議論・検討を加速させるために必要な取組や情報提供を行う予定であり、各家裁においては、かかる協議会の結果等も踏まえつつ、施行に向けた準備を着実に進めていく必要がある。

6 今後の立法の動向

(1) 成年後見制度の見直し

前記2(2)で触れたとおり、第二期計画において「成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」として、適切な時機に必要な範囲・期間で成年後見制度が利用できるようにすること等が指摘されたことを踏まえ、現在、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しに関する議論が進められている。改正法については第二期計画の対象期間である令和8年度中に成立することを目指したスケジュールで検討が進められており、令和7年春頃に中間試案の取りまとめ、夏までにパブリック・コメントが実施される見込みである。上記のとおり成年後見制度の見直しに関する検討事項は多岐にわたり、今後の実務への影響も大きいことから、引き続き法制審議会における議論の動向を注視し、適切に対応していく必要がある。

(2) 遺言制度の見直し

令和6年2月15日に開催された法制審議会総会において、遺言制度の見直しについて、法務大臣から諮問され、民法（遺言関係）部会に付託して、令和6年4月から審議が行われている。

同部会においては、①デジタル技術を活用した新たな方式の遺言の在り方、②押印要件、全文自書要件等の現行の自筆証書遺言の要件を緩和することの相当性、及び③秘密証書遺言、特別の方式の遺言等のその他の遺言の方式の在り方等の検討が行われている。

遺言制度の見直しは、遺言に関する審判事件を含む裁判手続への影響が大きいのみならず、国民生活への影響も大きく社会的関心が高いことから、今後の同部会における議論の状況を注視し、適切に対応していく必要がある。

第4 少年事件関係

1 少年法等一部改正に伴う運用上の課題

少年法等の一部を改正する法律が、令和4年4月1日から施行された。本改正法は、18歳及び19歳の者について、少年法の適用対象としつつ、その適用において特例規定を整備した。18歳及び19歳の者の取扱いに関しては、全件家裁送致が維持された上で、①原則逆送対象事件の拡大、②犯情の軽重を考慮した相当な限度を超えない範囲での保護処分、③ぐ犯の対象からの除外、④逆送決定後における不定期刑等の刑事事件の特例規定の不適用、⑤起訴後における推知報道禁止の解除等の特例規定が整備され、併せて、更生保護法、少年院法等の関係法律の整備も行われた。法改正を受けて、少年審判規則の一部が改正された。

本改正法は、少年法の基本的な構造を維持し、特定少年の手続も基本的に従前の条文が適用されるものではあるが、手続の様々な場面で特例規定が適用されることから、本改正法の趣旨を踏まえた適切な運用を図っていくためには、引き続き、特例規定の適用の範囲やその規律内容を十分に把握した上で、各庁における運用の在り方に關して不斷に検討し、少年鑑別所や保護観察所等の関係機関との連携を図りつつ、実際の運用を通して検証を行うなどの取組を継続することが必要である。

2 少年調査票の新たな様式

家裁調査官が行った社会調査の結果を、より的確に、読み手に分かりやすい形で報告できるよう、令和2年3月に少年調査票の新たな様式を定める通達が発出され、令和3年10月1日から実施されている。

各庁において、新たな様式を定めた趣旨・目的に沿った運用の定着に取り組む必要があり、家庭局としては、引き続き、各庁の状況を確認しつつ、必要な支援を行っていきたいと考えている。

なお、令和4年度調査官特別研究として、大阪家裁において「原則逆送対象事件における少年調査票の記載の在り方～特定少年の原則逆送対象事件（少年法第62条第2項）に焦点を当てて～」の研究が行われ、令和5年11月6日、研究結果を還元した。

3 最近の法改正に伴う運用上の課題

(1) 犯罪被害者等の情報を保護するための刑事訴訟法等の整備

性犯罪等の一定の事件について、被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状の抄本を被告人に送達する措置や同記載のない逮捕状・勾留状の各抄本を被疑者に示すことができる手続の創設等を内容とする刑事訴訟法等の改正法が成立し、これに伴う刑事訴訟規則等の改正規則（少年審判規則の改正を含む。）が令和5年12月25日に公布され、令和6

年2月15日に施行された。

今回の刑事訴訟法改正は、刑事手続全体を通じて被害者の氏名等の情報（個人特定事項）を適切に保護できるようにするためのものであり、少年審判手続でその保護が図られないのでは意味がないことから、少年審判手続についても、刑事手続と同様に切れ目のない保護を及ぼすため、被害者等の個人特定事項が少年等に伝わり得る場面のうち、少年審判規則を改正しなければ不可避的に伝わってしまう場面等について、規則改正を行った。少年審判手続全体を通じて被害者等の個人特定事項を適切に管理するための運用について、実務を積み重ね、不斷に検討を行っていくことが必要である。

令和5年12月8日に改正少年審判規則の施行に向けた関係機関との協議についての事務連絡を、同月15日に同規則の施行に向けた運用指針の検討及び書記官事務の留意点についての事務連絡をそれぞれ発出した。これらの事務連絡は、courtsポータルの家事・少年情報データベース（Family☆in）に掲載している。

(2) 性犯罪関係の刑事実体法及び刑事手続法等の整備

近年における性犯罪の実情等に鑑み、令和5年6月16日、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律並びに性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律が成立し、同月23日に公布された。これに伴い、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の制度に令和6年3月13日、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則が制定され（同年4月17日公布）、新設された同制度に関しては、法・規則とも同年6月20日に施行された。少年事件の関係でも、消去等措置の前提として家庭裁判所が検察官に通知を行うなどの手続が規定されていることから、法及び規則の適切な理解とそれに基づく運用が必要である。

第5 家裁調査官関係

1 家裁調査官の役割・機能を踏まえた合理的かつ効果的な活用

(1) 家裁の機能をより充実させるためには、裁判官、書記官、家裁調査官、調停委員等が、それぞれ、その役割を各府の実情に応じた形で適切に果たす必要がある。このうち、家裁調査官の合理的かつ効果的な活用については、その役割・機能を関係職種間で共有した上で、各府の事件動向、事務処理態勢等の実情を踏まえて検討する必要がある。

家裁調査官には、行動科学の知見及び技法を生かして、必要な事実を収集し、収集した事実を的確に分析・評価して客観的で科学的な裏付けを伴った将来予測を含む意見を提出するとともに（「行動科学の知見等に基づく事実の調査」）、そのような分析・評価の結果に基づいて当事者、少年等に対する働き掛けや関係機関との間での調整を行う（「行動科学の知見等に基づく調整」）といったことが要請されているといえる。これを踏まえて、家裁調査官の役割・機能は「行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整」であると整理されている。

このような整理を踏まえ、令和元年12月に、「家裁調査官の役割・機能」と題する資料が配布された。同資料は、家裁調査官の役割・機能及びそれにに基づく調査事務について、家裁調査官自らが改めて認識を深めるとともに、裁判官を始めとする関係職種がこれを的確に理解し、認識を共有するための視点を示したものである。同資料を活用した家裁調査官相互間での議論や関係職種間での意見交換の成果が日常の調査事務に生かされていくことによって、より的確で質の高い調査事務が遂行されるとともに、裁判官において、これまで以上に適時適切に家裁調査官の活用を図ることで、より質の高い裁判が実現されることが期待される。

- (2) 家裁調査官は、デジタル化の検討と取組に関し、家裁の事務に精通しているという立場を生かし、調査事務以外の検討と取組においても貢献することが求められており、各府における実情を踏まえながら、具体的な検討と取組を実践していく必要がある。

デジタル化における家裁調査官の執務の在り方に関しては、家裁調査官の役割・機能を踏まえ、調査事務そのものだけではなく、一般執務に係る事務を含めて、合理化、効率化の観点を意識しながら改善を図っていく必要がある。

家裁調査官の調査事務に関しては、ウェブ会議を用いた調査（ウェブ調査）の在り方について検討と実践が進められている。家事事件手続等におけるウェブ調査については、全国的に運用が開始され、着実に実績が積み重ねられつつある一方、府ごとの差が見られる状況である。ウェブ調査は、家裁調査官が身に付けるべき基本的なスキルであるところ、適切かつ安定的なウェブ調査の運用に向けて、調査の目的の達成という観点を踏まえて、幅広く被調査者に打診し、その意向を踏まえて調査方法を検討する必要がある。少年事件におけるウェブ調査については、令和6年5月から付添人及び関係機関調査において運用が開始され、少年、保護者等及び被害者調査においても、令和7年1月から運用が開始されている。少年事件の特質を踏まえつつ、具体的な事例や場面で有効に活

用できるよう、検討と実践を積み重ねていく必要がある。

2 組を単位とした執務態勢を基盤に質の高い判断に資する調査事務を実践する取組

本取組は、家裁調査官の執務の基本単位である組に配てんされた事件について、組の家裁調査官全員の経験や能力を活用し、調査事務の質を確保・向上させることを目指しており、各庁において、組という単位を生かして四つの柱（①事件情報の共有、②調査の方針等の協議、③アウトプットの検討及び④柔軟な役割分担）の連動を意識した実践が行われている。

本取組の更なる定着と確実な実践のためには、首次席家裁調査官等が、質的観点と量的観点の両面から実情や課題を把握し、主任家裁調査官に対し、適時適切に指導や支援を行う必要があり、引き続きこれらの取組を進めている。

第6 家裁の裁判官の役割等

1 家裁の裁判官の役割

家裁の裁判官には、個々の事件を適切に処理することはもとより、書記官のほか、家裁調査官、調停委員、参与員等の多様な職種に対するリーダーシップを発揮して、各職種の専門性や強みを生かしつつ、これらを統括し、組織としての家裁の運営にも積極的に関与する役割が求められる。すなわち、裁判官は、まず何よりも、個々の事件の処理において主体的に各職種をリードする姿勢で取り組むことが必要であり、そのためには、事件の内容や特色を早期に的確に把握して審理方針と見通しを立てることが求められ、このことは、地方裁判所等で事件処理をする場合と異なるところはない。書記官に対しては、進行管理上の留意点や法的調査の在り方等について適切な指示を与えるとともに、家裁調査官に対しても、適時適切に調査命令を発し、的確に調査の要点を伝え、調査の進行中も常にその動向に配意し、中間的な口頭報告を求めるばかりでなく主体的にケースカンファレンスを求めていくことなどが必要と考えられる。

家事調停事件においてリーダーシップを発揮するためには、裁判官が実質的かつ効果的に関与することが必要であり、例えば、調停委員の指定や調停期日の指定についても意を用いるほか、解決方針の策定やそれに基づく合意形成に向けた働き掛けを行うために、評議を積極的に行ったり、必要に応じて調停期日への立会いを行ったりするなど、調停委員任せにすることなく、他方で、調停委員にその役割を十分に果たさせることにも配慮しながら、手続の主宰者として調停運営を中心となって進めていくことが重要である。

また、裁判官には、個々の事件処理の面にとどまらず、司法行政的な側面でも、庁としての事件処理態勢の整備改善や関係機関との連携の強化に主体的に取り組み、さらに、人間関係の面でも、信頼関係を築き連携を円滑に行えるよう組織の一体化を図っていくことも求められる。

例えば、新規立法や法改正に伴う事件処理態勢の構築、家事調停の運営改善の取組など庁としての運用改善の検討、事件処理要領の改定、事件の類型に応じた細則策定の要否の検討、手続選別（インテーク）基準の見直し、庁全体という視点から見た効果的な家裁調査官の活用の在り方の検討、長期未済事件の処理方針の策定、少年や保護者に対する保護的措置（教育的措置）の在り方の検討、デジタル化を契機とした事務改善・合理化の検討など、各種事件処理の在り方に対する各職種の共通認識を深めるため、また、各職種の力を結集して庁全体としての事件処理の質の更なる向上に向けて、他の職種を交えた庁内の検討を主導することが求められる。また、対外的にも、福祉機関、捜査機関、執行機関などの関係機関との協議会の運営などにも中心となって積極的に関与することが望まれる。

2 家裁の裁判官の執務支援

家裁の裁判官は、前記1のように、組織的な課題や司法行政的な課題にリーダーシップを発揮して取り組む必要があるほか、個々の事件処理においても、①多種多様な事件を同時並行的に扱う、②手続面・判断面の裁量の幅が大きい一方で、一般的な事件処理のプロセスや判断の在り方の共有・伝承がなされていない、③家裁は地裁と比較して小規模庁が多く、相談相手となる裁判官が庁内にいない場合が少なくない、といった特徴があり、こうした事情が裁判官の負担感の原因となっているものと考えられる。

そのため、家庭局では、全国の家裁の上席及び部総括をオンラインでつなぎ、各庁の組織的・施策的課題や事件処理上の悩みについて自由かつ主体的に意見交換を行うことのできる仕組みを令和3年度に確立し、全国の家裁上席等の間で、家裁の裁判官に期待される多様かつ重要な役割をどのように果たすのかといった点について、自発的かつ活発な議論が行われている。また、令和5年10月に全職員に導入されたマイクロソフト・チームズを利用して、全国の家裁裁判官の間で、自主的に事件処理上の悩み等に関する情報交換が行われている。更に、現在、手續面・判断面の裁量の幅が大きいため裁判官の負担となっている事件類型について、家裁経験の豊富な数名の裁判官のチームにおいて、事件処理の在り方やノウハウ等を整理し、全国的に共有する試みも行われている。

以上

裁判所職員総合研修所（総研）の概要



- 各職種の専門性及び職員の執務能力の向上、職種・部署間の連携・協働を図ることを目的とし、H16.4に裁判所書記官研修所（書研）と家庭裁判所調査官研修所（調研）を統合して創立
- 書記官・家裁調査官を養成（6500名以上を輩出）
- 裁判官以外の職員に関する研修・研究会、研究を企画・実施

研修等における重点事項



職員が本来の役割・職務に注力して専門性を生かすことが可能な事務処理態勢を構築するとともに、一人一人の職員がこれからの裁判所で必要とされる専門性を身に付けられるように育成を図ることが必要
加えて、デジタル時代の「新しい裁判所」を担う人財の成長支援を進めていくことも必要 【R2.6.26ペーパー】

重点事項

状況の変化に対応し、自律的に執務を遂行できるよう成長支援

裁判官を含む各職種間での相互理解と連携・協働の強化

社会経済情勢の変化や法令改正等への的確な対応

各職場のOJTとの効果的な連携

養成課程



裁判所書記官養成課程
CE一部【法学部卒・1年間】
CE二部【他学部等卒・2年間】
21期生 231名 20期生 91名、21期生 127名

裁判官等の関係職種と意見交換し、連携・協働しながら、主体的・実質的に事件に関与し、より良い裁判の実現につなげられる書記官の養成

- 事件の進行を踏まえた書記官事務
- 検討・討議・発表・講評のプロセスによる主体的な学修

家庭裁判所調査官養成課程

調査官補【2年間】
20期生 50名、21期生 54名

状況の変化に的確かつ柔軟に対応できる高い専門性と組織性を兼ね備えた家裁調査官の養成

- 自立性・能動性及び積極性を備えた家裁調査官の養成

研修・研究会 ・研究 (主なもの)



書記官

- 実務研究会（民・刑）
- 裁判官との連携・協働強化
- 司研の研究会と合同開催
- ブラッシュアップ研修
- 中堅書記官の執務の質向上

書記官実務研究

合同（書記官・家裁調査官）

- 実務研究会（家・少）
- 関係職種の連携・協働強化
- 司研の研究会と合同開催

合同実務研究

家裁調査官

- 応用研修（全員）
- 任官後3年以上
- 執務能力の向上、組織性涵養
- 特別研修（応募制）
- 応用研後2年以上
- 専門性の深化、調査の質向上

家裁調査官実務研究

係長層
(組織的視点・考え方の習得) 中間管理者層
(職務意識高揚と管理能力向上)

管理者層
(組織運営能力の向上)

係長等研修
(総務・人事・会計)

中間管理者研修Ⅰ・Ⅱ
実務指導研究会(民・刑・家)
主任家裁調査官研修

管理者研究会・
同(組織運営)

首席書記官研究会
首席家裁調査官研究会
事務局長研究会

訟廷管理係長研修(New!)

裁判部企画官任命前研修(New!)

今後の取組



デジタルツールの整備

近時の裁判所職員をめぐる情勢

組織課題(組織見直し等)

働き方の多様化

① 研修実施方法の多様化
(デジタル化推進)

② 研修の有機的
結合・融合

③ 職員の業務遂行
及び研さんの支援

* その他、時宜にかなった内容 (R7=フェーズ3、家族法改正等) も必要に応じて研修等の内容に盛り込む

(別紙)

破棄判決第一覧

	事件番号	事件名	裁判月日	法廷	結果	原審	判示事項(※)	民刑区分	裁判種別	HP掲載
1	R5(行ヒ)2	裁決取消	1・30	三	破棄 差戻	東京高 H31(行 ケ)8	甲船と乙船が衝突した事故に係る海難につき小型船舶操縦士である甲船の船長に職務上の過失があるとした原審の判断に違法があるとされた事例	民	判決	○

※ 裁判所ウェブサイトの「最高裁判所 判例集」に掲載されていない事件については、判示事項の欄は空欄になります。

(別紙)

破棄判決等一覧

	事件番号	事件名	裁判月日	法廷	結果	原審	判示事項(※)	民刑区分	裁判種別	HP掲載
1	R4(民)1041	共通義務確認	3・12	三	破棄自判	東京高 R3(民) 2677	消費者裁判手続特例法2条4号所定の共通義務確認の訴えについて同法3条4項にいう「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に該当するとした原審の判断に違法があるとされた事例	民	判決	○
2	R4(行ツ)318 R4(行ヒ)360	犯罪被害者給付金不支給裁定取消	3・26	三	破棄差戻	名古屋 高 R2(行 コ)23	犯罪被害者と同性の者は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得る	民	判決	○

※ 裁判所ウェブサイトの「最高裁判所 判例集」に掲載されていない事件については、判示事項の欄は空欄になります。

(別紙)

破棄判決等一覧

	事件番号	事件名	裁判月日	法廷	結果	原審	判示事項(※)	民刑区分	裁判種別	HP掲載
1	R5受365	損害賠償等請求本訴、 損害賠償請求反訴	4・16	三	一部 破 差 一部 棄 却	福岡高 R4(附)595	外国人の技能実習に係る監理団体の指導員が事業場外で従事した業務につき、労働基準法38条の2第1項にいう「労働時間を見定し難いとき」に当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例	民	判決	○
2	R4受1266	各株券引渡請求及び 独立当事者参加	4・19	二	破 棄 差	東京高 R3(附) 1006、 2741	1 株券発行前にした株券発行会社の株式の譲渡は、譲渡当事者間においては、株券の交付がないことをもってその効力が否定されることはない 2 株券発行会社の株式の譲受け人は、譲渡人の株券発行会社に対する株券発行請求権を代位行使することができる	民	判決	○
3	R5受604	損害賠償等請求	4・26	二	破 棄 差	大阪高 R4(附) 1373	労働者と使用者との間に当該労働者の職種等を特定のものに限定する旨の合意がある場合において、使用者が当該労働者に対してした異なる職種等への配置転換命令につき、配置転換命令権の濫用に当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例	民	判決	○

※ 裁判所ウェブサイトの「最高裁判所 判例集」に掲載されていない事件については、判示事項の欄は空欄になります。

(別紙)

判決第一管

	事件番号	事件名	裁判月日	法廷	結果	原審	判示事項(※)	民刑区分	裁判種別	HP掲載
1	R5(民)287	認知請求	6・21	二	破棄自判	東京高 R4(行) 1585	嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐胎させた者に対し、その者の法令の規定の適用の前提となる性別にかかわらず、認知を求めることができる	民	判決	○
2	R4(民)1744	賃料減額等請求	6・24	一	破棄差戻	東京高 R3(行) 5637	地方住宅供給公社が賃貸する住宅の使用関係については、借地借家法32条1項の適用がある。	民	判決	○
3	R4(行ヒ)319	懲戒処分等取消請求、同附帶	6・27	一	破棄自判	大阪高 R3(行 コ)129 R4(行 コ)20	飲酒運転等を理由とする懲戒免職処分を受けて地方公共団体の職員を退職した者に対してされた大津市職員退職手当支給条例(昭和37年大津市条例第7号。令和元年大津市条例第25号による改正前のもの)11条1項1号の規定による一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとした原審の判断に違法があるとされた事例	民	判決	○

※・裁判所ウェブサイトの「最高裁判所 判例集」に掲載されていない事件については、判示事項の欄は空欄になります。

(別紙)

破棄判決一覧

	事件番号	事件名	裁判月日	法廷	結果	原審	判示事項(※)	民刑区分	裁判種別	HP掲載
1	R5(才)1341 R5(侵)1682	国家賠償請求	7・3	大	破棄 差戻	仙台高	民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)724条後段の除斥期間の主張をすることが信義則に反し権利の濫用として許されないとされた事例	民	判決	○
2	R5(行ヒ)108	療養補償給付支給処分(不支給決定の変更決定)の取消、休業補償給付支給処分の取消請求	7・4	一	破棄 自判	東京高	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和2年法律第14号による改正前のもの)12条3項所定の事業の事業主は、当該事業についてされた業務災害に関する保険給付の支給決定の取消訴訟の原告適格を有しない	民	判決	○
3	R4(侵)1780	退職慰労金等請求	7・8	一	破棄 自判	福岡高 宮崎支	退任取締役の退職慰労金について株主総会決議による委任を受けた取締役会がした、内規の定める基準額から大幅に減額した額を支給する旨の決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないとされた事例	民	判決	○
4	R4(侵)2281	損害賠償請求	7・11	一	破棄 差戻	東京高	1 宗教法人とその信者との間において締結された不起訴の合意が公序良俗に反し無効であるとされた事例 2 宗教法人の信者らによる献金の勧誘が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断に違法があるとされた事例	民	判決	○
5	R4(行ヒ)373	法人税更正処分等取消請求	7・18	一	破棄 自判	東京高	租税特別措置法施行令(平成28年政令第159号による改正前のもの)39条の117第8項5号括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」とは、関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保する保険をいう	民	判決	○

※ 裁判所ウェブサイトの「最高裁判所 判例集」に掲載されていない事件については、判示事項の欄は空欄になります。

(別紙)

破棄判決等一覧

	事件番号	事件名	裁判月日	法廷	結果	原審	判示事項(※)	民刑区分	裁判種別	HP掲載
1	R4(行ヒ)352 R4(行ヒ)353	退職共済年金及び老齢厚生年金減額処分無効確認乃至取り消し等請求事件	9・13	二	破棄判	東京高	1 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令」(平成27年政令第343号)50条にいう「施行日前から引き続き当該被保険者の資格を有するもの」とは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)の施行日の前から有していた特定の適用事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を同日以後においても継続して有する者をいう。 2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)。令和2年法律第40号による改正前のもの)附則17条2項において準用される同附則15条3項(「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令」(平成27年政令第347号)。令和3年政令第229号による改正前のもの)36条1項による読み替え後のもの)にいう「施行日前から引き続き改正後厚生年金保険法第27条に規定する被保険者…であるもの」とは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)の施行日の前から有していた特定の適用事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を同日以後においても継続して有する者をいう	民	判決	○

※ 裁判所ウェブサイトの「最高裁判所 判例集」に掲載されていない事件については、判示事項の欄は空欄になります。

(別紙)

破棄判決第一覧

	事件番号	事件名	裁判月日	法廷	結果	原審	判示事項(※)	民刑区分	裁判種別	HP掲載
1	R6(許)5	文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告	10・16	二	破棄自判	大阪高	検察官による取調べの録音録画記録媒体が法律関係文書に該当するとして文書提出命令の申立てがされた場合に、刑訴法47条に基づきその提出を拒否した国の判断が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとされた事例	民	決定	○
2	R6(許)1-	仮差押命令認可決定に対する保全抗告審の取消決定に対する許可抗告	10・23	三	破棄差戻	大阪高	文化功労者年金法に基づく年金の支給を受ける権利に対しては強制執行をすることができる	民	決定	○
3	R5(受)906	地位確認等	10・31	一	破棄差戻	大阪高	大学の教員の職が大学の教員等の任期に関する法律4条1項1号所定の教育研究組織の職に当たるとされた事例	民	判決	○

※ 裁判所ウェブサイトの「最高裁判所 判例集」に掲載されていない事件については、判示事項の欄は空欄になります。

(別紙)

破棄判決第一覧

	事件番号	事件名	裁判月日	法廷	結果	原審	判示事項(※)	民刑区分	裁判種別	HP掲載
1	R5(行ヒ)165	不動産登記申請却下 処分取消	11・12	三	破棄自判	東京高	被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者は 被相続人の兄弟姉妹を代襲して相続人となることができない	民	判決	○
2	[REDACTED]	株主総会決議不存在 確認等、取締役地位確 認、株主総会決議不存 在確認、売渡株式の取 得差止	11・15	二	破棄差戻	東京高		民	判決	
3	R6(シ)761	殺人、銃砲刀剣類所持 等取締法違反被告事 件について、証拠開示 命令請求に關し、した 即時抗告棄却決定に 対する特別抗告	11・15	三	取消差戻	福岡高 宮崎支	弁護人からの証拠開示命令請求(刑訴法316条の26第1項) の棄却決定の副本が先に弁護人に送達され、その後に被告人 本人に送達された場合における、同決定に対する弁護人の即 時抗告提起期間の起算日	刑	決定	○

※ 裁判所ウェブサイトの「最高裁判所 判例集」に掲載されていない事件については、判示事項の欄は空欄になります。

(別紙)

被審判決事一覧

	事件番号	事件名	裁判月日	法廷	結果	原審	判示事項(※)	民刑区分	裁判種別	HP掲載
1	R5(受)1583	発信者情報開示等	12・23	二	破棄自判	大阪高	1 プロバイダ責任制限法(令和3年法律第27号による改正後のもの)5条2項の規定は権利の侵害を生じさせた特定電気通信及び当該特定電気通信に係る侵害関連通信が令和3年法律第27号の施行前にされたものである場合にも適用される 2 インターネットを利用した情報ネットワーク上のアカウントにログインするための通信がプロバイダ責任制限法施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるとされた事例 3 インターネットを利用した情報ネットワーク上のアカウントにログインするための通信がプロバイダ責任制限法施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たるとはいえないとされた事例	民	判決	○

※ 裁判所ウェブサイトの「最高裁判所 判例集」に掲載されていない事件については、判示事項の欄は空欄になります。

【機密性 2】

令和 7 年度裁判官研修実施計画

令和 7 年 1 月

司法研修所

目 次

第1 合同研修	1
1 判事・判事補の研修	1
(1) 裁判系	1
ア 基礎	1
(ア) 民事分野	
(イ) 刑事分野	
(ウ) その他	
イ 基本	2
(ア) 民事分野	
(イ) 刑事分野	
(ウ) 家裁分野	
(エ) その他	
ウ 実務	3
(ア) 民事分野	
(イ) 刑事分野	
(ウ) 家裁分野	
エ 専門	4
(ア) 民事分野	
(イ) 刑事分野	
(ウ) 家裁分野	
(エ) その他	
(2) 導入系	6
ア 年次	6
イ ポスト	7
ウ 役割	7
(3) 基盤系	8
2 簡易裁判所判事の研修	9
(1) 裁判系	9
(2) 導入系	9
3 調停官の研修	9
第2 個別研究	10
1 司法研究	10
2 ミニ研究会	10
3 各種調査・研究	10
第3 派遣型研修	11
1 判事補	11

2 判事又は特例判事補	11
3 判事	11

※立法の動きや裁判所を取り巻く諸情勢の急激な変化に対応し、機動的かつ臨機応変に研修を実施するとの趣旨を踏まえ、必要に応じて、表記の研修のほか、新たな研修を企画・実行することも検討する。
※なお、「人員」は現時点での目安であり、企画内容等に応じて変動可能性がある。

第1 合同研修

1 判事・判事補の研修

(1) 裁判系（事件の分野別の研修）

ア 基礎（主たる対象者は、左陪席）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
1	医療基礎研究会1	8.2.9(月) ～ 2.10(火)	2日	司法研修所	80	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、医療実務研究会1と合計した人数である。
2	医療基礎研究会2	8.2.12(木) ～ 2.13(金)	2日	司法研修所等	50	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、医療実務研究会2と合計した人数である。
3	行政基礎研究会	7.9.24(水) ～ 9.26(金)	3日	司法研修所	60	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、行政実務研究会と合計した人数である。
4	知的財産権基礎研究会	7.11.20(木) ～ 11.21(金)	2日	司法研修所	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補 (74期以上)

(イ) 刑事分野

5	刑事基礎研究会	7.11.18(火)	1日	司法研修所	50	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(76期以上)。 人員は、刑事基本研究会2(事実認定)と合計した人数である。
---	---------	------------	----	-------	----	---

(ウ) その他

6	ベーシック研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり
---	---------	-------------------

イ 基本（主たる対象者は、右陪席）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
7	民事通常基本研究会	7. 10. 6(月) ～ 10. 7(火)	2日	司法研修所	40	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事又は特例判事補。判事については63期以下を想定するが、62期以上でも民事単独事件の経験年数が少ないなどのために民事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。
8	労働基本研究会	7. 11. 27(木) ～ 11. 28(金)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働訴訟事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補。人員は、労働実務研究会と合計した人数である。
9	建築基本研究会	7. 12. 11(木) ～ 12. 12(金)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。人員は、建築実務研究会と合計した人数である。

(イ) 刑事分野

10	刑事基本研究会1 (訴訟運営1)	7. 5. 26(月)	1日	司法研修所	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補。判事については63期以下を想定するが、62期以上でも刑事単独事件の経験年数が少ないなどのために刑事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。
11	刑事基本研究会2 (事実認定)	7. 11. 18(火)	1日	司法研修所	50	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補。判事については63期以下を想定するが、62期以上でも刑事単独事件の経験年数が少ないなどのために刑事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。人員は、刑事基礎研究会と合計した人数である。
12	刑事基本研究会3 (訴訟運営2)	8. 1. 21(水)	1日	司法研修所	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補。判事については63期以下を想定するが、62期以上でも刑事単独事件の経験年数が少ないなどのために刑事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。

(ウ) 家裁分野

13	家事基本研究会 ※	7. 11. 4(火) ～ 11. 6(木)	3日	司法研修所	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補
14	少年基本研究会 ※	7. 9. 10(水) ～ 9. 12(金)	3日	司法研修所	50	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(エ) その他

15	ベーシック研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり
----	---------	-------------------

ウ 実務（主たる対象者は、裁判長及び右陪席）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
16	金融・経済実務研究会	7. 10. 27(月) ～ 10. 28(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
17	医療実務研究会1	8. 2. 9(月) ～ 2. 10(火)	2日	司法研修所	80	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、医療基礎研究会1と合計した人数である。
18	医療実務研究会2	8. 2. 12(木) ～ 2. 13(金)	2日	司法研修所等	50	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、医療基礎研究会2と合計した人数である。
19	行政実務研究会	7. 9. 24(水) ～ 9. 26(金)	3日	司法研修所	60	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、行政基礎研究会と合計した人数である。
20	労働実務研究会	7. 11. 27(木) ～ 11. 28(金)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働訴訟事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、労働基本研究会と合計した人数である。
21	建築実務研究会	7. 12. 11(木) ～ 12. 12(金)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、建築基礎研究会と合計した人数である。

(イ) 刑事分野

22	刑事実務研究会1	7. 6. 30(月) ～ 7. 1(火)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補
23	刑事実務研究会2	7. 10. 23(木) ～ 10. 24(金)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補

(ウ) 家裁分野

24	家事実務研究会 ※	7. 11. 5(水) ～ 11. 6(木)	2日	司法研修所	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補
----	--------------	---------------------------	----	-------	----	--------------------------

※ 全てのカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

エ 専門（主たる対象者は、テーマに対応した者）

(ア) 民事分野

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
25	民事通常専門研究会1 (民事訴訟の諸問題1)	7. 9. 8(月) ～ 9. 9(火)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
26	民事通常専門研究会2 (争点整理)	7. 11. 14(金)	1日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補
27	民事通常専門研究会3 (裁判手続のデジタル化) ※	7. 12. 4(木) ～ 12. 5(金)	2日	司法研修所	50	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補
28	民事通常専門研究会4 (民事訴訟の諸問題2)	8. 2. 19(木) ～ 2. 20(金)	2日	司法研修所	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補

※一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(イ) 刑事分野

29	刑事専門研究会1 (裁判員)	7. 5. 1(木) ～ 5. 2(金)	2日	司法研修所	30	地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準ずる者
30	刑事専門研究会2 (現代刑事法の諸問題 1)	7. 12. 1(月) ～ 12. 2(火)	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補
31	刑事専門研究会3 (現代刑事法の諸問題 2)	未定	2日	司法研修所	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補

(ウ) 家裁分野

32	家事専門研究会1 (後見) ※	7. 10. 1(水) ～ 10. 2(木)	2日	司法研修所	50	家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補
33	家事専門研究会2 (家事実務の諸問題)	7. 12. 16(火)	1日	司法研修所	40	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補

※ 全てのカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(エ) その他

34	外国司法専門研究会	未定	未定	司法研修所	未定	対象者は未定
----	-----------	----	----	-------	----	--------

(2) 導入系（新たな職務等に就いた際の研修）

ア 年次（対象者は、任官時等の節目の年次に到達した者）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
35	新任判事補研修1	7. 4. 24(木) ～ 4. 25(金)	2日	司法研修所	未定	令和7年3月に司法修習を終え、裁判官に任命された者（第77期司法修習終了者）
36	新任判事補研修2	7. 5. 12(月) ～ 5. 14(水)	3日	司法研修所	未定	令和7年3月に司法修習を終え、裁判官に任命された者（第77期司法修習終了者）
37	77期新任判事補フォロー アップ研修	7. 11. 11(火) ～ 11. 12(水)	2日	司法研修所	未定	令和7年3月に司法修習を終え、裁判官に任命された者（第77期司法修習終了者）
38	判事補基礎研究会	7. 6. 4(水) ～ 6. 6(金)	3日	司法研修所	未定	令和4年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者（第75期司法修習終了者）
39	判事任官者研究会	7. 7. 9(水) ～ 7. 11(金)	3日	司法研修所	未定	平成26年12月に司法修習を終えた判事（第67期司法修習終了者）
40	弁護士任官者研究会	7. 4. 3(木)	1日	司法研修所	未定	新たに弁護士から任官した、又は任官予定の判事又は判事補

イ ポスト（対象者は、所長、支部長、部総括等のポストに就任した者）

41	支部長研究会1 ※	7. 5. 19(月) ～ 5. 20(火)	2日	司法研修所	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者
42	支部長研究会2	7. 5. 23(金)	1日	司法研修所	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者
43	新任部総括裁判官研究会 1 ※	7. 6. 16(月) ～ 6. 17(火)	2日	司法研修所	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者
44	新任部総括裁判官研究会 2	7. 6. 20(金)	1日	司法研修所	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者
45	実務協議会（夏季）	7. 7. 17(木) ～ 7. 18(金)	2日	最高裁判所	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者
46	実務協議会（冬季）	8. 2. 5(木) ～ 2. 6(金)	2日	最高裁判所	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

ウ 役割（対象者は、特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
47	中堅判事研究会	7. 10. 20(月) ～ 10. 21(火)	2日	司法研修所	40	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事（おおむね58期から64期まで）
48	家裁実務研究会	7. 5. 29(木) ～ 5. 30(金)	2日	司法研修所	30	家庭裁判所上席の判事又は判事補
49	部総括裁判官実務研究会	7. 9. 18(木) ～ 9. 19(金)	2日	司法研修所	30	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に就任後一定期間を経過した者
50	法律実務教育研究会	8. 2. 26(木) ～ 2. 27(金)	2日	司法研修所	未定	法科大学院に派遣されている又は派遣される予定の判事又は判事補

(3) 基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
51	基盤研究会1	7. 6. 23(月) ～ 6. 24(火)	2日	司法研修所	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
52	基盤研究会2	7. 7. 3(木) ～ 7. 7. 4(金)	2日	司法研修所	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
53	基盤研究会3	7. 9. 29(月) ～ 7. 9. 30(火)	2日	司法研修所	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
54	基盤研究会4	7. 10. 30(木) ～ 10. 31(金)	2日	司法研修所	50	地方裁判所又は家庭裁判所の部 総括判事等
55	基盤研究会5	7. 12. 18(木) ～ 12. 19(金)	2日	司法研修所	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
56	基盤研究会6	8. 2. 24(火) ～ 2. 25(水)	2日	司法研修所	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補
57	ミニ基盤研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり				

2 簡易裁判所判事の研修

(1) 裁判系（事件の分野別の研修）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
58	簡易裁判所判事 民事実務研究会	7. 10. 15(水) ～ 10. 16(木)	2日	司法研修所	30	簡易裁判所判事(司法修習終了者を除く)。 簡裁刑事実務研究会と通じて応募することができる。
59	簡易裁判所判事 刑事実務研究会	7. 10. 14(火) ～ 10. 15(水)	2日	司法研修所	20	簡易裁判所判事(司法修習終了者を除く)。 簡裁民事実務研究会と通じて応募することができる。

(2) 導入系（新たな職務に就いた際等の研修）

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
60	新任簡易裁判所判事 導入研修	7. 8. 27(水) ～ 8. 29(金)	3日	司法研修所	未定	令和7年度に新たに簡易裁判所判事に任命された者(司法修習終了者を除く)。
61	新任簡易裁判所判事研修	8. 1. 26(月) ～ 2. 6(金)	10日	司法研修所 等	未定	令和7年度に新たに簡易裁判所判事に任命された者(司法修習終了者を除く)。 カリキュラムの一部を配属庁における研さん中に実施し、集合研修は約2週間とする。
62	簡易裁判所判事 基礎研究会1	7. 6. 12(木) ～ 6. 13(金)	2日	司法研修所	未定	令和5年度新任簡易裁判所判事研修の終了者
63	簡易裁判所判事 基礎研究会2	7. 9. 2(火) ～ 9. 3(水)	2日	司法研修所	未定	令和5年度新任簡易裁判所判事研修の終了者

3 調停官の研修

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
64	調停官研修	7. 10. 9(木)	1日	司法研修所	未定	令和7年10月に任命された調停官

第2 個別研究

1 司法研究

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
65	未定	未定	おおむね 1年 以内	司法研修所 等	若干	判事又は司法研修所長が委嘱する者

2 ミニ研究会

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
66	ミニ研究会	未定	1日 以内	実施庁	若干	実施庁の判事若しくは判事補又は司法研修所長が委嘱する者

3 各種調査・研究

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
67	各種調査・研究	未定	必要 な 期間	司法研修所 等	若干	判事若しくは判事補又は司法研修所長が委嘱する者

第3 派遣型研修

1 判事補

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
68	民間企業長期研修	7. 4. 1(火) ～8. 3. 31(火)	1年	未定	9	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補
69	日本銀行長期研修	7. 4. 1(火) ～8. 3. 31(火)	1年	日本銀行	1	
70	シンクタンク長期研修	7. 4. 1(火) ～8. 3. 31(火)	1年	21世紀 政策研究所	1	

2 判事又は特例判事補

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
71	国際刑事司法短期研修	未定 (年2回程度 を予定)	各1 か月 程度	国連アジア 極東犯罪 防止研修所	若干	判事又は特例判事補

3 判事

番号	名 称	実施時期	期間	場所	人員	備 考
72	報道機関研修	7. 9. 24(水) ～ 11. 28(金)	うち 1～ 2 週間	朝日新聞社 共同通信社 産経新聞社 時事通信社 日経新聞社 日本放送協会 毎日新聞社 読売新聞社	18	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事
73	研究機関短期研修	未定	1週 間	理化学 研究所	2	

【機密性 2】

令和7年1月23日

令和7年度の裁判官の合同研修について

司法研修所第一部教官室

本書面の使い方 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 2

【説明編】

第1 判事・判事補の合同研修	4
(1) 裁判系	4
(2) 導入系	5
(3) 基盤系	6
(4) 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会等	6
第2 簡易裁判所判事の合同研修	7
(1) 裁判系	7
(2) 導入系	7
第3 令和7年度の変更点等の概要	8

【資料編】

- 資料1 合同研修（種類別）
- 資料2 合同研修（時系列）
- 資料3 令和7年度裁判官研修実施計画カレンダー

※ 末尾に、（参考）令和7年度裁判官研修のイメージを添付しています。

本書面の使い方

1はじめに

(1) 社会の変化に応じて紛争解決の困難性が高まる中で、「裁判の質」を確保するためには、「広い視野を持ち、自ら考えて事案の本質を深く洞察する力」が一層重視されるようになったといえます。

そして、「裁判の質」を確保するためには、このような広い視野や深い洞察という判断の質を支える部分のみならず、組織、部全体として事件処理に関わるという考え方の下、組織や部を活性化し、合議体による充実した合議が行われ、書記官や家裁調査官等の一般職員との十全な連携が行われることも不可欠です。

また、民事訴訟をはじめ、各裁判手続でデジタル化が進行することが予定されており、デジタル化を通じて裁判手続の新しいプラクティスを確立する必要があります。特に、民事訴訟では「フェーズ3」を見据えて、合理的で効率的な争点整理を実践することや、その成果を判決に活かすことが求められています。

裁判官が、求められる資質・能力を修得し、その力量を向上させていくためには、上記のような点を意識しつつ、日々の事件処理に対する真摯な取組を積み重ねるとともに、新たな課題について、慣行に捕らわれない柔軟な発想や姿勢で臨むことが必要であり、各自が目標とする裁判官像を描きつつ、主体的・自律的に自己研さんに励むことが期待されています。

司法研修所において実施する合同研修は、このような裁判官の自己研さんを支援することを主たる目的としています。

以上のような観点から、応募型の研修については積極的に応募するようしてください（もとより、応募に当たっては、担当職務の状況等も踏まえるようにしてください。）。

(2) 裁判官の合同研修は、「判事・判事補の研修」と「簡易裁判所判事の研修」に分けられており、「判事・判事補の研修」については、①裁判系（事件の分野別の研修）、②導入系（新たな職務等に就いた際の研修）、③基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）の3系統に、「簡易裁判所判事の研修」については、①裁判系、②導入系の2系統に整理されています。

判事・判事補の合同研修と簡易裁判所判事の合同研修に関する詳しい説明については、後記の説明編の該当部分を御覧ください。

2 本書面の使い方

【機密性2】

本書面は、説明編と資料編に分かれています。

説明編では、第1で判事・判事補の合同研修について、第2で簡易裁判所判事の合同研修について、第3で令和7年度の変更点等の概要について記載しています。令和7年度以降新設する調停官研修については、対象者に対して別途お知らせします。

資料編では、各研究会について、種類別及び時系列で整理した表を載せており（資料1、2）、各研究会の詳しい内容や、応募型の研修かどうかなどが確認できます。また、カレンダー（資料3）は期日簿に挟むなどして、適宜参照してください。

なお、本書面に記載した参加対象者等は、現段階における一応の目安です。具体的な応募条件等については、研究会実施の4か月前を目処に高等裁判所を通じて参加者を募集する際に改めてお知らせしますので、応募に当たってはその際に配布される資料を確認してください。

第1 判事・判事補の合同研修

判事・判事補の合同研修を、①裁判系、②導入系、③基盤系の3系統に整理しています。

- ① 裁判系（事件の分野別の研修）
- ② 導入系（新たな職務等に就いた際の研修）
- ③ 基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）

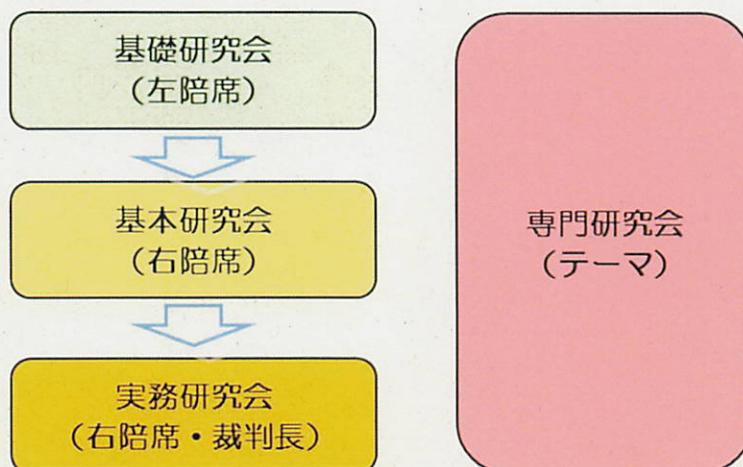
(1) 裁判系

裁判系の研究会は、裁判事務に関する応募型の研修です。

研究会の主たる対象者に応じて、民事、刑事及び家裁の事件分野ごとに、

- ① 基礎研究会（左陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ② 基本研究会（右陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ③ 実務研究会（裁判長・右陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ④ 専門研究会（テーマを定めて実施し、特定のテーマについて研究・討議するのに適した裁判官を主たる対象とするもの）

の4類型の研究会を実施しますので、応募する際の目安にしてください（ただし、上記の分類の対象者は、あくまで目安であり、正確な応募資格は、研究会実施の約4か月前に発出される実施要領をご覧ください。）。



事件分野ごとの基礎・基本・実務・専門の各研究会については、資料編末尾の（参考）令和7年度裁判官研修のイメージも参照してください。

(2) 導入系

導入系の研究会は、以下のとおり、一定の年次に達したときや、新たなポストに就いたり、一定の役割を担うようになったりした際の導入を目的とする研修であり、年次・ポストによる研究会は、原則として、対象者の全員が参加する指名型の研修です。

① 年次（一定の年次に達した際に行うもの）

例) 新任判事補研修、判事補基礎研究会、判事任官者研究会

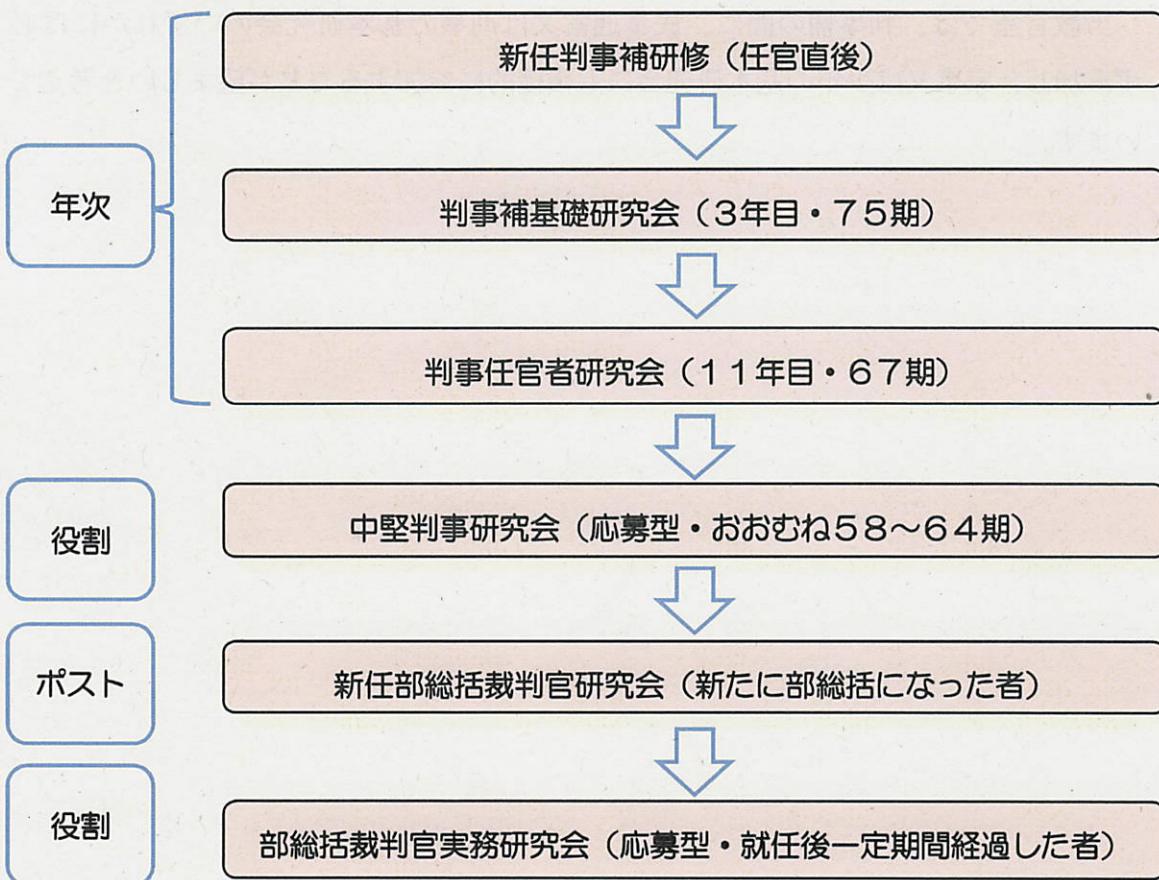
② ポスト（特定のポストに就任した際に行うもの）

例) 支部長研究会、新任部総括裁判官研究会、実務協議会

③ 役割（一定の役割が期待される立場にある者を対象として行うもの）

例) 中堅判事研究会、部総括裁判官実務研究会

具体的には、経験年数等に応じ、次の図に記載した各研究会に参加することになりますが、この他に、支部長（支部長研究会）、法科大学院への派遣教員（法律実務教育研究会）等、特定のポストに就いたり、役割を担うようになったりした裁判官を対象とする研究会があります。



(3) 基盤系

基盤系の研究会は、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を得て、視野を広め、あるいは思考を深めることを通じ、一般的資質・能力を高めるきっかけとするための応募型の研修です。

(4) 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会等

判事・判事補を対象とする研究会について、【資料 2】のとおり、左陪席クラス（未特例判事補）、右陪席クラス（特例判事補、判事）、裁判長クラス（判事）の各段階に応じて参加することができる研究会等を整理していますので、詳細は【資料 2】をご覧ください。ただし、その整理は、あくまで主たる対象者に基づく目安であり、正確な応募資格は、研究会実施の約 4か月前に発出される実施要領をご覧ください。【資料 2】の各クラスは一審を念頭に置いたものであり、高裁に所属する裁判官は、自己の年次等を踏まえて、関係する箇所等を参照してください。

当教官室では、判事補の間に、民事通常又は刑事の基本研究会のいずれかには必ず参加し、家事又は少年の基本研究会にも積極的に参加することが望ましいと考えています。

第2 簡易裁判所判事の合同研修

簡易裁判所判事（以下、「簡裁判事」という。）の合同研修は、①裁判系、②導入系の2系統に整理しています。

（1）裁判系

一定年数以上の経験を有する者について、訴訟運営や個別テーマの理解の深化を支援する研修（応募型）です。

簡裁判事民事実務研究会

簡裁判事刑事実務研究会

※令和3年8月以前任官者

（2）導入系

一定の年次に達した時の職務への導入のための研修（対象者全員が参加）です。

新任簡裁判事導入研修

新任簡裁判事研修

※任官直後及び6か月後

簡裁判事基礎研究会

※任官2年目

第3 令和7年度の変更点等の概要

- 令和7年度以降は、医療基礎研究会と医療実務研究会を一本化する。
- 77期新任判事補研修については、任官時期の変更に応じ、令和7年4月と5月に分割して実施する。
- 支部長研究会については、令和7年5月に、同一週内に2回に分割して実施する。
- 簡裁判事を対象とする研修のうち、簡裁判事基礎研究会については、令和7年6月と9月に分割して実施し、簡裁民事・刑事実務研究会については、3日間に短縮して実施する。
- 令和7年10月に任官する民事・家事調停官を対象とする所要の研修（半日程度）を同月中に実施する。
- 派遣型研修については、派遣先の意向等を踏まえ、実施方法・期間等につき柔軟に対応する予定である。ただし、民間企業短期研修については、実施しない。

(資料1) 合同研修（種類別）

※立法の動きや裁判所を取り巻く諸情勢の急激な変化に対応し、機動的かつ臨機応変に研修を実施するとの趣旨を踏まえ、必要に応じて、表記の研修のほか、新たな研修を企画・実行することも検討する。

※なお、「人員」は現時点での目安であり、企画内容等に応じて変動可能性がある。

第1 判事・判事補の合同研修

1 裁判系（事件の分野別の研修）

(1) 基礎（主たる対象者は、左陪席）

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
1	◆	医療基礎研究会1	8.2.9(月) ～2.10(火)	2日	80	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、医療実務研究会1と合計した人数である。	医療に関する基礎的知識についての講演、医療訴訟の経験豊富な実務家による講演及び意見交換等を行う予定
2	◆	医療基礎研究会2	8.2.12(木) ～2.13(金)	2日	50	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、医療実務研究会2と合計した人数である。	医療機関における実地研修を行う予定
3	◆	行政基礎研究会	7.9.24(水) ～9.26(金)	3日	60	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、行政実務研究会と合計した人数である。	行政事件を担当する際に必要となる行政法の基本的知識についての講演や、審理運営上の留意点等についての共同研究等を行う予定
4	◆	知的財産権基礎研究会	7.11.20(木) ～11.21(金)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補（74期以上）	知的財産権に関する基礎的知識についての講演や、東京地裁知財部における実地研修等を行う予定

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
5	◆	刑事基礎研究会	7.11.18(火)	1日	50	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(76期以上)。 人員は、刑事基本研究会2(事実認定)と合計した人数である。	刑事事件の事実認定に関する、事例に基づくケース研究等を行う予定

ウ その他

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
6	◆	ベーシック研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり				

(資料1) 合同研修（種類別）

(2) 基本（主たる対象者は、右陪席）

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
7	◆	民事通常基本研究会	7.10.6(月) ～ 10.7(火)	2日	40	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事又は特例判事補。 判事については63期以下を想定するが、62期以上でも民事単独事件の経験年数が少ないなどのために民事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。	訴訟運営の方法、事実認定、判決書、書記官との協働等について共同研究等を行う予定
8	◆	労働基本研究会	7.11.27(木) ～ 11.28(金)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働訴訟事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、労働実務研究会と合計した人数である。	労働事件をめぐる実体法上及び審理運営上の諸問題について共同研究等を行う予定
9	◆	建築基本研究会	7.12.11(木) ～ 12.12(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、建築実務研究会と合計した人数である。	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題、審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

(資料1) 合同研修（種類別）

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
10	◆	刑事基本研究会1 (訴訟運営1)	7.5.26(月)	1日	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補。 判事については63期以下を想定するが、62期以上でも刑事単独事件の経験年数が少ないなどのために刑事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。 人員は、刑事基礎研究会と合計した人数である。	単独事件（自白事件・否認事件）の公判準備、審理、判決について、模擬事例等を用いて、共同研究等を行う予定
11	◆	刑事基本研究会2 (事実認定)	7.11.18(火)	1日	50	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補。 判事については63期以下を想定するが、62期以上でも刑事単独事件の経験年数が少ないなどのために刑事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。 人員は、刑事基礎研究会と合計した人数である。	刑事基礎研究会に同じ
12	◆	刑事基本研究会3 (訴訟運営2)	8.1.21(水)	1日	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補。 判事については63期以下を想定するが、62期以上でも刑事単独事件の経験年数が少ないなどのために刑事単独事件の処理に課題を感じている者も参加可。	単独事件（主に否認事件）の公判準備、審理、判決や、部等の組織運営への関与の在り方等について、模擬事例等を用いて、共同研究等を行う予定

(資料1) 合同研修（種類別）

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
13	◆	家事基本研究会	※ 7.11.4(火) ～11.6(木)	3日	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補	家事事件(調停、審判)の運用上の諸問題について共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
14	◆	少年基本研究会	※ 7.9.10(水) ～9.12(金)	3日	50	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補	少年審判における職種間連携、少年法の運用上の諸問題等について共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

エ その他

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
15	◆	ベーシック研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり				

(資料1) 合同研修（種類別）

(3) 実務（主たる対象者は、裁判長及び右陪席）

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
16	◆	金融・経済実務研究会	7.10.27(月) ～10.28(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	企業の法務担当者との間で企業活動の実情等に関する意見交換等を行うほか、金融や企業に関する講演や意見交換を行うことを予定
17	◆	医療実務研究会1	8.2.9(月) ～2.10(火)	2日	80	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、医療基礎研究会1と合計した人数である。	医事関係訴訟事件の審理運営について共同研究、医療の専門的知見や実態・背景事情等に関する講演等を行う予定
18	◆	医療実務研究会2	8.2.12(木) ～2.13(金)	2日	50	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、医療基礎研究会2と合計した人数である。	医療機関での実地研修を行う予定
19	◆	行政実務研究会	7.9.24(水) ～9.26(金)	3日	60	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、行政基礎研究会と合計した人数である。	行政事件を担当する際に必要となる行政法の基本的知識についての講演や、審理運営上の留意点等についての共同研究等を行う予定
20	◆	労働実務研究会	7.11.27(木) ～11.28(金)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働訴訟事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、労働基礎研究会と合計した人数である。	労働事件をめぐる実体法上及び審理運営上の諸問題について共同研究等を行う予定
21	◆	建築実務研究会	7.12.11(木) ～12.12(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、建築基礎研究会と合計した人数である。	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題、審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
22	◆	刑事実務研究会1	7. 6. 30(月) ～ 7. 1(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	公判準備・審理・評議・判決の在り方等について共同研究等を行う予定
23	◆	刑事実務研究会2	7. 10. 23(木) ～ 10. 24(金)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	刑事実務研究会1と同じ

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
24	◆	家事実務研究会	7. 11. 5(水) ～ 11. 6(木) ※	2日	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補	調停の在り方・子をめぐる諸問題について、共同研究等を行う予定(家事基本研究会の2日目・3日目と同内容)

※ 全てのカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修（種類別）

(4) 専門（主たる対象者は、テーマに対応した者）

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
25	◆	民事通常専門研究会1 (民事訴訟の諸問題1)	7. 9. 8(月) ～ 9. 9(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	判決書（控訴審を含む）について共同研究や意見交換等を行う予定（仮）
26	◆	民事通常専門研究会2 (争点整理)	7. 11. 14(金)	1日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	主として民事単独事件を担当している裁判官を対象に、具体的な事例に基づいて、争点整理手続及びこれを踏まえた判決書の在り方について研究や意見交換等を行う予定
27	◆	民事通常専門研究会3 (裁判手続のデジタル化) ※	7. 12. 4(木) ～ 12. 5(金)	2日	50	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補	民事事件を担当している裁判官を対象に、裁判手続のデジタル化を踏まえた今後の民事裁判の在り方について研究や意見交換等を行う予定
28	◆	民事通常専門研究会4 (民事訴訟の諸問題2)	8. 2. 19(木) ～ 2. 20(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	民事事件を担当している裁判官を対象に、現在の民事訴訟の重要課題について共同研究や意見交換等を行う予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
29	◆	刑事専門研究会1 (裁判員)	7.5.1(木) ～5.2(金)	2日	30	地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準ずる者	裁判員裁判の現状と課題、裁判員裁判にふさわしい公判準備・審理・評議・判決の在り方や組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定
30	◆	刑事専門研究会2 (現代刑事法の諸問題1)	7.12.1(月) ～12.2(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	現代刑事法の重要な問題をテーマとした共同研究等を行う予定
31	◆	刑事専門研究会3 (現代刑事法の諸問題2)	未定	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	現代刑事法の重要な問題をテーマとした共同研究等を行う予定

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
32	◆	家事専門研究会1 (後見) ※	7.10.1(水) ～10.2(木)	2日	50	家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補	後見関係事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定
33	◆	家事専門研究会2 (家事実務の諸問題)	7.12.16(火)	1日	40	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補	家事実務の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定

※ 全てのカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

エ その他

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
34	◆	外国司法専門研究会	未定	未定	未定	対象者は未定	未定

(資料1) 合同研修（種類別）

2 導入系（新たな職務等に就いた際の研修）

(1) 年次（対象者は、任官時等の節目の年次に到達した者）

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
35		新任判事補研修1	7. 4. 24(木) ～ 4. 25(金)	2日	未定	令和7年3月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第77期司法修習終了者)	新任判事補が円滑なスタートを切ることができるよう、実務への円滑な導入を狙いとするカリキュラムや自己研さんの動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
36		新任判事補研修2	7. 5. 12(月) ～ 5. 14(水)	3日	未定	令和7年3月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第77期司法修習終了者)	新任判事補が円滑なスタートを切ることができるよう、実務への円滑な導入を狙いとするカリキュラムや自己研さんの動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
37		77期新任判事補フォローアップ研修	7. 11. 11(火) ～ 11. 12(水)	2日	未定	令和7年3月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第77期司法修習終了者)	新任判事補研修のフォローアップとして、任官約半年を経た判事補を対象に、判例調査についての講演・演習等や相互の意見交換等を通じて、裁判実務の在り方等について検討を深めることを狙いとするカリキュラムを実施する予定
38		判事補基礎研究会	7. 6. 4(水) ～ 6. 6(金)	3日	未定	令和4年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第75期司法修習終了者)	新任判事補研修のフォローアップとして、任官3年目の判事補を対象に、これまでの経験を振り返り、裁判官としての成長を考えるとともに、裁判実務の在り方、裁判所の組織及び組織運営について検討を深めることを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
39		判事任官者研究会	7. 7. 9(水) ～ 7. 11(金)	3日	未定	平成26年12月に司法修習を終えた判事 (第67期司法修習終了者)	判事任官者を対象に、中堅裁判官としての自覚を促し、裁判運営の在り方を考えるとともに、組織課題にも目を向け、組織運営において果たすべき役割について認識を深め、今後の主体的・自律的な自己研さんへの動機づけを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
40		弁護士任官者研究会	7. 4. 3(木)	1日	未定	新たに弁護士から任官した、又は任官予定の判事又は判事補	弁護士任官の裁判官を対象に、裁判所及び実務への円滑な導入を目的とするもので、裁判官としての服務や裁判事務処理に関する説明、組織運営的な側面を意識することなどを狙いとするカリキュラム等を実施する予定

(資料1) 合同研修（種類別）

(2) ポスト（対象者は、所長、支部長、部総括等のポストに就任した者）

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
41		支部長研究会1 ※	7.5.19(月) ～5.20(火)	2日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者	初めて地家裁の支部長とされた者を対象に、支部の組織構造や本庁との連携その他支部の組織運営に関する基本的な理解を深めることを目的とし、支部長として組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
42		支部長研究会2	7.5.23(金)	1日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者	初めて地家裁の支部長とされた者を対象に、支部の組織構造や本庁との連携その他支部の組織運営に関する基本的な理解を深めることを目的とし、支部長として組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
43		新任部総括裁判官研究会1 ※	7.6.16(月) ～6.17(火)	2日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者	初めて地家裁の部総括裁判官に指名された者を対象に、部のマネジメント、陪席裁判官の成長支援、職員の指導育成等、部総括の役割に関する認識を深めることを目的とし、部総括裁判官として裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
44		新任部総括裁判官研究会2	7.6.20(金)	1日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者	初めて地家裁の部総括裁判官に指名された者を対象に、部のマネジメント、陪席裁判官の成長支援、職員の指導育成等、部総括の役割に関する認識を深めることを目的とし、部総括裁判官として裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
45		実務協議会（夏季）	7.7.17(木) ～7.18(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	新たに地家裁の所長、高裁事務局長に指名された者を対象に、司法行政上の諸問題について協議するカリキュラム等を実施する予定
46		実務協議会（冬季）	8.2.5(木) ～2.6(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	実務協議会（夏季）と同じ

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修（種類別）

(3) 役割（対象者は、特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者）

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
47	◆	中堅判事研究会	7.10.20(月) ～10.21(火)	2日	40	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事(おおむね58期から64期まで)	これからの中堅判事として、組織運営的な側面をはじめとする裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを發揮し、後進の裁判官や裁判所職員の成長を支援していく方策等について研究するカリキュラム等を実施する予定
48		家裁実務研究会	7.5.29(木) ～5.30(金)	2日	30	家裁上席の判事又は判事補	家裁上席を対象として、家裁実務における組織運営能力の向上等を目的としたカリキュラム等を実施する予定
49	◆	部総括裁判官実務研究会	7.9.18(木) ～9.19(金)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に就任後一定期間を経過した者	地家裁の部総括裁判官の組織運営能力の向上を目的として、裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
50		法律実務教育研究会	8.2.26(木) ～2.27(金)	2日	未定	法科大学院に派遣されている又は派遣される予定の判事又は判事補	法科大学院に派遣されている又は派遣予定の判事又は判事補に対し、必要な情報を提供し、共同研究等を行う予定

(資料1) 合同研修（種類別）

3 基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
51	◆	基盤研究会1	7. 6. 23(月) ～ 6. 24(火)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	気候変動をテーマとして取り上げる予定
52	◆	基盤研究会2	7. 7. 3(木) ～ 7. 7. 4(金)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	法と経済をテーマとして取り上げる予定
53	◆	基盤研究会3	7. 9. 29(月) ～ 7. 9. 30(火)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	グローバル化と社会をテーマとして取り上げる予定
54	◆	基盤研究会4	7. 10. 30(木) ～ 10. 31(金)	2日	50	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事等	裁判官の成長支援とワークライフバランスをテーマとして取り上げる予定
55	◆	基盤研究会5	7. 12. 18(木) ～ 12. 19(金)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	少子高齢化社会をテーマとして取り上げる予定
56	◆	基盤研究会6	8. 2. 24(火) ～ 2. 25(水)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補	法と科学をテーマとして取り上げる予定
57	◆	ミニ基盤研修	詳細は別途発出する通知文書のとおり				

(資料1) 合同研修(種類別)

第2 簡易裁判所判事の研修

1 裁判系(事件の分野別の研修)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
58	◆	簡易裁判所判事 民事実務研究会	7.10.15(水) ～10.16(木)	2日	30	簡易裁判所判事(司法修習終了者を除く。)。 簡裁刑事実務研究会と通じて応募することができる。	民事分野の事件処理に関する諸問題や具体的な記録・ケースを用いた共同研究を行うほか、令状処理に関する共同研究を行う予定
59	◆	簡易裁判所判事 刑事実務研究会	7.10.14(火) ～10.15(水)	2日	20	簡易裁判所判事(司法修習終了者を除く。)。 簡裁民事実務研究会と通じて応募することができる。	刑事分野の事件処理に関する諸問題や令状処理に関する共同研究を行う予定

2 導入系(新たな職務に就いた際等の研修)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
60		新任簡易裁判所判事 導入研修	7.8.27(水) ～8.29(金)	3日	未定	令和7年度に新たに簡易裁判所判事に任命された者(司法修習終了者を除く。)	新たに簡易裁判所判事に任命された者に対する職務導入研修であり、簡裁における裁判事務への円滑な導入等を目的とするカリキュラムを行う予定
61		新任簡易裁判所判事研修	8.1.26(月) ～2.6(金)	10日	未定	令和7年度に新たに簡易裁判所判事に任命された者(司法修習終了者を除く。)	民事、刑事の模擬裁判や共同研究等を通じて、簡易裁判所判事としての基本的な実務知識、技量の獲得や、自己研さんの動機付けを目的とするカリキュラムや簡易裁判所判事としての在り方等について意見交換を行う予定
62		簡易裁判所判事 基礎研究会1	7.6.12(木) ～6.13(金)	2日	未定	令和5年度新任簡易裁判所判事研修の終了者	任命から2年目の簡易裁判所判事を対象とし、基本的な裁判実務の知識、技量の向上を目的とするカリキュラムを行う予定
63		簡易裁判所判事 基礎研究会2	7.9.2(火) ～9.3(水)	2日	未定	令和5年度新任簡易裁判所判事研修の終了者	任命から2年目の簡易裁判所判事を対象とし、基本的な裁判実務の知識、技量の向上を目的とするカリキュラムを行う予定

(資料1) 合同研修（種類別）

第3 調停官の研修

番号	応募型◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
64		調停官研修	7.10.9(木)	1日	未定	令和7年10月に任命された調停官	令和7年10月に任命された民事・家事調停官を対象に、裁判実務への円滑な導入を目的とするもので、調停官の服務等に関する説明、調停官経験者による経験談等を通じて、調停官の役割について認識を深めるカリキュラムを行う予定

【機密性2】

【資料2】 合同研修（時系列）

実施順	資料1 の番号	応募型 ◆	系統	種別	名 称	実施時期	期間	備考	主たる参加対象者の目安		
									裁判長 クラス	右陪席クラス	左陪席 クラス
1	40		導入系	年次	弁護士任官者研究会	7.4.3(木)	1日				
2	35		導入系	年次	新任判事袖研修1	7.4.24(木) ~ 4.25(金)	2日				○
3	29	◆	裁判系	専門	刑事専門研究会1（裁判員）	7.5.1(木) ~ 5.2(金)	2日		○		
4	36		導入系	年次	新任判事袖研修2	7.5.12(月) ~ 5.14(水)	3日				○
5	41		導入系	ポスト	支部長研究会1	7.5.19(月) ~ 5.20(火)	2日	一部総研と合同	○	○	
6	42		導入系	ポスト	支部長研究会2	7.5.23(金)	1日		○	○	
7	10	◆	裁判系	基本	刑事基本研究会1（訴訟運営）	7.5.26(月)	1日		○	○	
8	48		導入系	役割	家裁実務研究会	7.5.29(木) ~ 5.30(金)	2日		○	○	
9	38		導入系	年次	判事袖基礎研究会	7.6.4(水) ~ 6.6(金)	3日				○
10	62		導入系	（簡裁判事）	簡易裁判所判事基礎研究会1	7.6.12(木) ~ 6.13(金)	2日				
11	43		導入系	ポスト	新任部総括裁判官研究会1	7.6.16(月) ~ 6.17(火)	2日	一部総研と合同	○		
12	44		導入系	ポスト	新任部総括裁判官研究会2	7.6.20(金)	1日		○		
13	51	◆	基盤系		基盤研究会1（気候変動）	7.6.23(月) ~ 6.24(火)	2日		○	○	○
14	22	◆	裁判系	実務	刑事実務研究会1	7.6.30(月) ~ 7.1(火)	2日		○	○	
15	52	◆	基盤系		基盤研究会2（法と経済）	7.7.3(木) ~ 7.4(金)	2日		○	○	○
16	39		導入系	年次	判事任官者研究会	7.7.9(水) ~ 7.11(金)	3日		○		
17	45		導入系	ポスト	実務協議会（夏季）	7.7.17(木) ~ 7.18(金)	2日				
18	60		導入系	（簡裁判事）	新任簡易裁判所判事導入研修	7.8.27(水) ~ 8.29(金)	3日				
19	63		導入系	（簡裁判事）	簡易裁判所判事基礎研究会2	7.9.2(火) ~ 9.3(水)	2日				
20	25	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会1（民事訴訟の諸問題）	7.9.8(月) ~ 9.9(火)	2日		○	○	○
21	14	◆	裁判系	基本	少年基本研究会	7.9.10(水) ~ 9.12(金)	3日	一部総研と合同	○	○	○
22	49	◆	導入系	役割	部総括裁判官実務研究会	7.9.18(木) ~ 9.19(金)	2日		○		
23	3	◆	裁判系	基礎	行政基礎研究会	7.9.24(水) ~ 9.26(金)	3日	24と合同		○	○
24	19	◆	裁判系	実務	行政実務研究会	7.9.24(水) ~ 9.26(金)	3日	23と合同	○	○	
25	53	◆	基盤系		基盤研究会3（グローバル化と社会）	7.9.29(月) ~ 9.30(火)	2日		○	○	○
26	32	◆	裁判系	専門	家事専門研究会1（後見）	7.10.1(水) ~ 10.2(木)	2日	総研と合同	○	○	
27	7	◆	裁判系	基本	民事通常基本研究会	7.10.6(月) ~ 10.7(火)	2日		○	○	
28	64			(調停官)	調停官研修	7.10.9(木)	1日				
29	59	◆	裁判系	(簡裁判事)	簡易裁判所判事刑事実務研究会	7.10.14(火) ~ 10.15(水)	2日	一部30と合同			
30	58	◆	裁判系	(簡裁判事)	簡易裁判所判事民事実務研究会	7.10.15(水) ~ 10.16(木)	2日	一部29と合同			
31	47	◆	導入系	役割	中堅判事研究会	7.10.20(月) ~ 10.21(火)	2日		○		
32	23	◆	裁判系	実務	刑事実務研究会2	7.10.23(木) ~ 10.24(金)	2日		○	○	
33	16	◆	裁判系	実務	金融・経済実務研究会	7.10.27(月) ~ 10.28(火)	2日		○	○	
34	54	◆	基盤系		基盤研究会4（裁判官の成長支援とワークライフバランス）	7.10.30(木) ~ 10.31(金)	2日		○	○	○
35	13	◆	裁判系	基本	家事基本研究会	7.11.4(火) ~ 11.6(木)	3日	一部総研・36と合同	○	○	
36	24	◆	裁判系	実務	家事実務研究会	7.11.5(水) ~ 11.6(木)	2日	総研・35と合同	○	○	
37	37		導入系	年次	77期新任判事袖フォローアップ研修	7.11.11(火) ~ 11.12(水)	2日				○
38	26	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会2（争点整理）	7.11.14(金)	1日		○	○	
39	5	◆	裁判系	基礎	刑事基礎研究会	7.11.18(火)	1日	40と合同			○
40	11	◆	裁判系	基本	刑事基本研究会2（事実認定）	7.11.18(火)	1日	39と合同	○	○	
41	4	◆	裁判系	基礎	知的財産権基礎研究会	7.11.20(木) ~ 11.21(金)	2日			○	○
42	8	◆	裁判系	基本	労働基本研究会	7.11.27(木) ~ 11.28(金)	2日	43と合同	○	○	

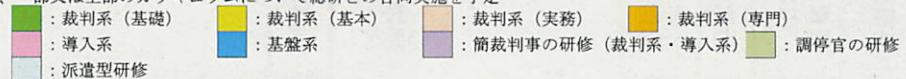
【資料2】 合同研修（時系列）

実施順	資料1 の番号	応募型 ◆	系統	種別	名 称	実施時期	期間	備考	主たる参加対象者の目安			
									裁判長 クラス	右陪席クラス	左陪席 クラス	特例 判事補
43	20	◆	裁判系	実務	労働実務研究会	7.11.27(木) ~ 11.28(金)	2日	42と合同	○	○	○	
44	30	◆	裁判系	専門	刑事専門研究会2（現代刑事法の諸問題1）	7.12.1(月) ~ 12.2(火)	2日		○	○	○	
45	27	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会3（裁判手続のデジタル化）	7.12.4(木) ~ 12.5(金)	2日	一部総研と合同	○	○	○	○
46	9	◆	裁判系	基本	建築基本研究会	7.12.11(木) ~ 12.12(金)	2日	47と合同	○	○	○	
47	21	◆	裁判系	実務	建築実務研究会	7.12.11(木) ~ 12.12(金)	2日	46と合同	○	○	○	
48	33	◆	裁判系	専門	家事専門研究会2（家事実務の諸問題）	7.12.16(火)	1日		○	○	○	
49	55	◆	基盤系		基盤研究会5（少子高齢化社会）	7.12.18(木) ~ 12.19(金)	2日		○	○	○	○
50	12	◆	裁判系	基本	刑事基本研究会3（訴訟運営2）	8.1.21(水)	1日			○	○	
51	61		導入系 (簡裁判事)		新任簡易裁判所判事研修	8.1.26(月) ~ 2.6(金)	10日					
52	46		導入系	ポスト	実務協議会（冬季）	8.2.5(木) ~ 2.6(金)	2日					
53	1	◆	裁判系	基礎	医療基礎研究会1	8.2.9(月) ~ 2.10(火)	2日				○	○
54	17	◆	裁判系	実務	医療実務研究会1	8.2.9(月) ~ 2.10(火)	2日		○	○	○	
55	2	◆	裁判系	基礎	医療基礎研究会2	8.2.12(木) ~ 2.13(金)	2日				○	○
56	18	◆	裁判系	実務	医療実務研究会2	8.2.12(木) ~ 2.13(金)	2日		○	○	○	
57	28	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会4（民事訴訟の諸問題2）	8.2.19(木) ~ 2.20(金)	2日		○	○	○	
58	56	◆	基盤系		基盤研究会6（法と科学）	8.2.24(火) ~ 2.25(水)	2日		○	○	○	○
59	50		導入系	役割	法律実務教育研究会	8.2.26(木) ~ 2.27(金)	2日			○	○	
60	31	◆	裁判系	専門	刑事専門研究会3（現代刑事法の諸問題2）	未定	2日		○	○	○	
61	34	◆	裁判系	専門	外国司法専門研究会	未定	未定	対象者は未定				
62	6・15	◆	裁判系	基礎・基本	ベーシック研修	詳細は別途発する通知文書のとおり						
63	57	◆	基盤系		ミニ基盤研修	詳細は別途発する通知文書のとおり						

令和 7 年 (2025年)	4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
5月	5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
6月	6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
7月	7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
8月	8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
9月	9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
10月	10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
11月	11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
12月	12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
令和 8 年 (2025年)	1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
	2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
	3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	

※ 国際刑事司法短期（アジ研）：R.7.5上旬～6上旬、R.7.10下旬～11下旬

※ 「総研」は、一部又は全部のカリキュラムについて総研との合同実施を予定



※ 必要に応じて臨機応変に上記以外の研究会を実施する。

令和7年度裁判官研修のイメージ											
合同研修											
判事・判事補の研修								簡裁判事の研修		派遣型研修	
裁判系								裁判系	導入系		
基礎	基本	実務	専門	導入系	基盤系	裁判系	導入系	調停官の研修		派遣型研修	
民事分野	民事分野	民事分野	民事分野	年次	基盤(6本)	簡裁判事民事実務	新任簡裁判事導入	調停官		判事補	
医療基礎(2本)	民事通常基本	金融・経済実務	民事通常専門(4本)	新任判事補(2本)	ミニ基盤研修	簡裁判事刑事実務	新任簡裁判事			民間企業長期研修	
行政基礎	労働基本	医療実務(2本)	行政実務	77期新補フォローアップ			簡裁判事基礎(2本)			日本銀行長期研修	
知財基礎	建築基本	行政実務	労働実務	判事補基礎						シンクタンク長期研修	
刑事分野	刑事分野	刑事分野	刑事分野	判事任官						判事又は特例判事補	
刑事基礎	刑事基本(3本)	刑事実務(2本)	刑事専門(3本)	弁護士任官	ポスト					国際刑事司法短期研修(アジ研)	
家裁分野	家裁分野	家裁分野	家裁分野	支部長(2本)	支部長(2本)					判事	
家事基本	家事実務	家事専門(2本)	家事専門(2本)	新任部総括(2本)	新任部総括(2本)					報道機関研修	
少年基本	その他	その他	その他	実務協議(2本)	実務協議(2本)					研究機関短期研修	
ベーシック研修			外国司法専門	役割	役割						
				中堅判事	中堅判事						
				家裁実務	家裁実務						
				部総括実務	部総括実務						
				法律実務	法律実務						